

履 修 案 内

令和3年度入学生適用

GUIDE TO CURRICULUM

2021



Saitama University
埼玉大学

埼玉大学大学院理工学研究科

GRADUATE SCHOOL OF SCIENCE AND ENGINEERING
SAITAMA UNIVERSITY

目 次

1. 理工学研究科規程	
国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科規程	1
2. 博士前期課程	
修了認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針	27
各専攻別教育目的及び目標	28
修了要件及び履修に関する注意事項	34
埼玉大学大学院理工学研究科（博士前期課程）における学位の授与に関する取扱要項	36
理工学研究科（博士前期課程）学位論文および最終試験の審査・評価基準	37
理工学研究科（博士前期課程）における学位論文の作成上の留意事項	38
理工学研究科（博士前期課程）における転専攻・コースの取扱いに関する申合せ	39
教育職員免許状について	40
研究不正の防止について	46
3. 博士後期課程	
修了認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針	48
教育目的と達成目標	50
理工学研究科（博士後期課程）学位論文および試験の審査・評価基準	54
学則、規程、申合せ等の略称について	55
研究指導、修了要件及び履修に関する注意事項	56
理工学研究科（博士後期課程）における課程修了による学位の授与に関する取扱要項	62
理工学研究科（博士後期課程）における学位審査基準のめやす及び	
学位申請資格認定の標準手続きに関する申合せ	66
理工学研究科（博士後期課程）における学位論文の作成要領	68
理工学研究科（博士後期課程）における課程修了による学位の授与に関する取扱い	70
理工学研究科（博士後期課程）における指導教員の変更の取扱いに関する申合せ	72
理工学研究科（博士後期課程）における転コースの取扱いに関する申合せ	73
特別研究Ⅰ・Ⅱの単位認定の取扱い	74
学外研修の取扱い	75
理工学研究科（博士後期課程）における論文提出による学位の授与に関する取扱要項	76
理工学研究科（博士後期課程）における論文提出による学位の授与に関する手引き	80
理工学研究科（博士後期課程）における論文提出による学位の授与に関する取扱い	84
博士論文等のインターネットによる公表に関する取扱い	86
研究不正の防止について	90
4. 各種手続き等について	
各種様式について	92

学生への連絡について	94
証明書が必要なとき	94
その他の願出について	94

5. 諸規則等（抜粋）

国立大学法人埼玉大学大学院学則	97
国立大学法人埼玉大学学位規則	108
国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則	113
国立大学法人埼玉大学大学院における他の大学院等で 研究指導を受ける学生に関する規則	115
国立大学法人埼玉大学大学院における特別研究学生の受入れに関する規則	116
国立大学法人埼玉大学長期履修学生規則	117
埼玉大学大学院理工学研究科と台湾交通大学理学院とのダブルディグリー プログラム実施要項	118

1. 理工学研究科規程

○国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科規程

(趣旨)

第1条 本学大学院理工学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、国立大学法人埼玉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）又はこれに基づく特別の定めのある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(課程)

第2条 研究科は、博士課程とし、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。この場合において、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

(専攻及びコース)

第3条 研究科に置く専攻及びコースは、別表1のとおりとする。

2 研究科に置くダブルディグリープログラムの実施に関し必要な事項は、大学間協議により締結する交流協定によるもののほか、別に定める。

(博士前期課程各専攻の教育研究上の目的)

第3条の2 生命科学系専攻では、生物のゲノム構成とその支配下にある生体分子の構造と機能から生命の仕組みを理解するための教育と、遺伝子、細胞、組織、器官、及び個体レベルにおける生命現象の制御の仕組みを理解するための教育を通して生命の基本現象を深く理解し、生物環境の維持や、生物界を取り巻く諸問題に積極的に取り組む人材の育成を教育研究上の目的とする。

2 物理機能系専攻では、自然界の多岐にわたる現象をその根源から解明する物理学ならびに物質の特徴を把握し新規な機能を持った材料・デバイスを実現する機能材料工学の両分野における高度専門教育を通して、基盤的学問の素養と幅広い視野を持つ、国際社会で活躍できる先端物質科学技術領域における専門家の育成を教育研究上の目的とする。

3 化学系専攻の基礎化学コースでは、物質の合成・構造・反応・機能などの化学の基礎研究に関する教育を通して、化学研究者、教育者ならびに科学に従事する者として十分な知識と能力を備えた人材の育成を、応用化学コースでは、材料の合成・機能・分析などの化学の応用研究に関する教育を通して、化学関連分野における製品開発の知識・能力をもつ化学研究者や技術者の育成を教育研究上の目的とする。

4 数理電子情報系専攻では、数学・電気電子システム工学・情報システム工学の3コースが有機的に連携して数理電子情報に関する科学技術を発展させるための総合的・学際的な教育研究環境を構築することにより、国際的な情報化社会の進展に指導的役割を果たすことのできる高度職業人の育成、ならびに独創性を備えた国際的レベルの研究者の育成を教育研究上の目的とする。

5 機械科学系専攻では、工学の基軸として他の工学分野と有機的に結びつき相互に進展することが求められる機械系関連分野において、生産性の高度化・高効率化の実現、ならびに人間とロボットが共生する豊かな社会基盤の創造を目指す上で必要とされるシステムの構築のための生産及び人間支援に関する科学技術の開発・研究の中核となるすぐれた人材の育成を教育研究上の目的とする。

6 環境システム工学系専攻の環境社会基盤国際コースでは、多様化していく社会ニーズに応えるために、自然環境と調和した社会基盤の計画・設計・施工・維持・管理技術を創造的かつ国際的に担うことができる人材の育成を目指す。環境制

御システムコースでは、地球環境保全の観点から、人間および生物と環境の関わりを体系的に捉え、人間活動による環境への負荷を最小化する持続可能な循環型社会システムの構築に貢献する人材の育成を教育研究上の目的とする。

(博士後期課程各コースの教育研究上の目的)

第3条の3 生命科学コースでは、ゲノムサイエンスに基盤をおいた生体分子構造とその機能の探求から得られる生物の普遍原理と、遺伝子から個体までの異なるレベルにおける動的で柔軟かつ厳密な制御機構の理解を通して、生命科学分野での正確かつ広範な専門知識に加え、優れた問題発見・解決能力を有し、生命科学を含む諸問題に対して先見性と高い見識を持つ高度専門職業人・技術者、あるいは基礎生命科学の発展及びその応用に貢献できる独創的な研究者の養成を教育研究上の目的とする。

2 物質科学コースは、自然現象を素粒子、原子、分子の段階から宇宙までの階層にわたって調べ、多岐に及ぶふるまいをその根源から解明する物理学分野、物質の合成・性質・構造・反応・機能の探究、ならびに新機能をもった物質系の構築を目指す化学分野、及び物性物理学と分子生物学を基盤に、新規な機能を持った物質を設計・作製し、それをデバイス化、システム化して応用を図る機能材料科学分野で構成されている。各分野における基幹的かつ最先端の教育研究を通して、学問の潮流や次世代産業の動向に対応できる広範な知識を身に付けた高度専門職業人及び新学問領域や新技術・新産業の芽を育てることのできる独創性を備えた研究者・技術者の養成を教育研究上の目的とする。

3 数理電子情報コースでは、今日の社会が新たな概念の創出と情報及びエネルギーの流れの高度な制御により高密度化し発展してきたことから、理論・ハードウェア・ソフトウェアの専門的知識及び能力を踏まえ、それらをさらに極めると共に、幅広い視野を以て各分野の技術を有機的に融合して独創性の高い研究が遂行できる能力を有し、世界的にも学界及び産業界を主導していける優れた指導力を持つ研究者・技術者及び高度専門職業人の養成を教育研究上の目的とする。

4 人間支援・生産科学コースでは、生産科学技術及び人間支援技術を核として、新たな機能を持つ人間親和型の生産機械システム及び人間支援機械システムなど、社会的要請に基づく新機能システムを、物理科学現象の原理及び実践的な工学手法に基づいて創成する能力を有し、さらにこの能力を有効に利用して各技術分野を世界的に主導していける研究者及び高度専門技術者の養成を教育研究上の目的とする。

5 環境科学・社会基盤コースでは、人間社会及び自然生態系において発生する多様な環境問題のメカニズムの解明とその解決を図ると共に、将来にわたって環境と調和した持続可能かつ安全な社会を構築するための手法の確立を目指している。こうした目的の達成のために、国際的視野にたつて、自然環境の更なる理解を深めると共に、それを基にして環境と調和し災害に強い社会基盤の創造に貢献する高度な先端的研究と教育を行うことによって、新学問領域及び新技術・新産業の芽を育てられる独創性の高い研究者・技術者及び高度専門職業人の養成を教育研究上の目的とする。

6 連携先端研究コースでは、連携先の機関の連携教員及び本学の重点研究を推進する教員を中心に、理工学における創造的・基盤的かつ最先端の研究を行う。これらの研究を通じて、大学院生を教育し、その専門及び関連分野の知識と研究能力を有し、将来は中核的役割を果たすことの出来る研究者・技術者と高度専門職

業人を養成することを教育研究上の目的とする。

(指導教員)

第4条 学生の専攻分野の研究を指導するために指導教員を置く。

2 博士前期課程の学生の指導教員は、1名とする。

3 博士後期課程の学生の指導教員は、本学の専任教員及び連携教員の中から主指導教員1名と副指導教員2名以上で構成し、この内1名以上は本学の専任教員をもって充てる。

(授業科目及び単位数)

第5条 各専攻・コースの授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

(成績評価基準の明示等)

第5条の2 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画は、あらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修方法)

第6条 学生は、その専攻・コースに属する授業科目のうちから博士前期課程にあつては30単位以上、博士後期課程にあつては12単位以上を履修しなければならない。

2 専攻・コースにおいて教育上有益と認められた場合に限り、他の専攻・コース及び本学大学院の他の研究科の授業科目を履修することができる。

3 前項により履修した授業科目の単位は、博士前期課程にあつては合わせて15単位、博士後期課程にあつては合わせて6単位を限度として、第1項に定める単位に含めることができる。

4 前3項の単位の履修については、各専攻・コースごとに別に定める。

(修業年限)

第6条の2 博士前期課程の標準修業年限は2年とする。ただし、大学院学則第31条第1項ただし書又は同条第2項の規定により修業年限を短縮された者にあつては、当該短縮された修業年限とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。ただし、大学院学則第31条第4項ただし書の規定により修業年限を短縮された者にあつては、当該短縮された修業年限とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第6条の3 大学院学則第28条の2に基づき、長期にわたる教育課程の履修を希望する者があるときは、その履修を認めることができる。

(遠隔授業の実施)

第6条の4 博士前期課程及び博士後期課程における授業は、大学院学則第23条第2項の規定に基づき、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等の以外の場所で履修させることができる。

(履修科目の届出及び承認)

第7条 学生は、毎年指定する期間内にその学年に履修しようとする授業科目及び単位数を、指導教員の承認を得て研究科長に届け出るとともに、Web履修登録システムにより履修登録期間に履修登録をしなければならない。ただし、他のコース、本学大学院の他の研究科の授業科目を履修する場合は、当該授業

科目担当教員の受講許可を得なければならない。

(他大学の大学院における授業科目の履修)

第8条 大学院学則第25条の規定に基づき、他大学の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した単位の認定を受けようとする者は、別に定める書類により、所定の期日までに研究科長に願い出るものとする。

3 前項の規定に基づき、願い出があったときは、研究科教授会の議を経て研究科長が認定し、修了に必要な単位とすることができる。

4 前項の規定により認定できる単位数は、博士前期課程にあつては15単位、博士後期課程にあつては6単位までとする。

(外国の大学の大学院における授業科目の履修)

第9条 大学院学則第35条の規定に基づき、外国の大学の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した単位の認定を受けようとする者は、別に定める書類により、所定の期日までに研究科長に願い出るものとする。

3 前項の規定に基づき、願い出があったときは、研究科教授会の議を経て研究科長が認定し、修了に必要な単位とすることができる。

4 前項の規定により認定できる単位数は、博士前期課程にあつては15単位、博士後期課程にあつては6単位までとする。

(他大学の大学院等における研究指導)

第10条 大学院学則第26条の規定に基づき、他大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等との協議に基づき、学生に当該他大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導は、修了の要件となる研究指導として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第11条 大学院学則第27条の規定に基づき、入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、別に定める書類により、所定の期日までに研究科長に願い出るものとする。

2 前項の規定に基づき、願い出があったときは、研究科教授会の議を経て研究科長が認定し、修了に必要な単位とすることができる。

3 前項の規定により認定できる単位数は、博士前期課程にあつては15単位、博士後期課程にあつては6単位までとする。

(ノンディグリープログラムにおける授業科目の単位の認定)

第11条の2 国立大学法人埼玉大学ノンディグリープログラム規則第7条第4項の規定に基づき、ノンディグリープログラムを受講し、修了した授業科目の単位の認定を受けようとする者は、別に定める書類により、所定の期日までに研究科長に願い出るものとする。

2 前項の規定に基づき、願い出があったときは、研究科教授会の議を経て研究科長が認定し、修了に必要な単位とすることができる。

3 前項の規定により認定できる単位数は、15単位までとする。

(他大学の大学院等における履修単位の取扱い)

第12条 第6条第2項、第8条、第9条、第11条及び第11条の2の規定により履修した授業科目の単位については、博士前期課程にあつては合わせて20単位、博士後期課程にあつては合わせて6単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。

(教員免許状)

第13条 博士前期課程において、教員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、次に掲げる所要資格を有し、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

(1) 中学校教諭専修免許状にあつては、当該免許教科に係る中学校教諭1種免許状授与の所要資格を有すること。

(2) 高等学校教諭専修免許状にあつては、当該免許教科に係る高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を有すること。

2 前項の教員免許状授与の所要資格を取得できる免許状の種類は、別表3のとおりとする。

(試験)

第14条 授業科目の試験は、学期末又は学年末に授業担当教員が筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告書によって行われ、その合否は当該教員が決定する。

2 前項に関し、授業担当教員に事故あるときは、研究科教授会の定めた他の教員がこれを行う。

(追試験)

第15条 学生が病気その他やむを得ない事由により受験できないときは、診断書その他の証明書類を添付の上、研究科長に追試験を願い出ることができる。

(単位の授与)

第16条 第14条及び前条に定める試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第17条 各授業科目の成績の評価は、国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則第4条から第4条の3の規定に基づき行う。

(学位論文の提出)

第18条 学位論文は、指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

(最終試験)

第19条 最終試験は、研究科を修了するに必要な単位を修得し、かつ、学位論文の審査が終了した者について、学位論文に関連する科目の中から筆記又は口述試験により学位論文審査委員会が行う。

(合否の判定)

第20条 学位論文及び最終試験の合否の判定は、審査委員会の報告に基づいて研究科教授会が行う。

第21条 学位論文の審査及び最終試験に合格しなかった者に対して研究科教授会が特に必要と認めた場合に限り、改めて論文審査及び最終試験を行うことがある。

2 前項の学位論文の審査及び最終試験は、第18条及び第19条の規定を準用する。

(研究科の事務)

第22条 理工学研究科の事務は、理工学研究科支援室において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。また、第6条の2の長期にわたる教育課程の履修について、博士前期課程は平成17年度入学者から、博士後期課程について、平成16年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表2博士前期課程中「分子細胞学特論5」及び「分子細胞学特論6」並びに博士後期課程中「植物糖鎖生物学特論」及び「光合成環境応答特論」の授業科目の規定については、平成20年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年10月1日から施行し、平成21年度の入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。

- 2 この規程施行の際、平成21年3月31日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の入学者から適用する。
- 2 転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。ただし、改正後の第3条第5項の規定については、この限りではない。
- 3 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第3条第5項の規定については、この限りではない。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表2博士前期課程中「発生生物学特論3」、「発生生物学輪講3A」及び「発生生物学輪講3B」の授業科目の規定については、平成26年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。

- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表1
博士前期課程

専攻	コース
生命科学系専攻	分子生物学 コーース
	生体制御学 コーース
物理機能系専攻	物理学 コーース
	機能材料工学 コーース
化学系専攻	基礎化学 コーース
	応用化学 コーース
数理電子情報系専攻	数学 コーース
	電気電子システム工学 コーース
	情報システム工学 コーース
機械科学系専攻	機械工学 コーース
	メカノロボット工学 コーース
環境システム工学系専攻	環境社会基盤国際 コーース
	環境制御システム コーース

博士後期課程

専攻	コース
理工学専攻	生命科学 コーース
	物質科学 コーース
	数理電子情報 コーース
	人間支援・生産科学 コーース
	環境科学・社会基盤 コーース
	連携先端研究 コーース

別表2
博士前期課程

専攻	コース	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
(専攻共通科目)		技術者のための産業経営特論		2	外国人留学生対象 外国人留学生対象 外国人留学生対象
		知的財産権の概要とそ		2	
		国際教育特別演習 I		2	
		科学技術技術		1	
		科学技術		1	
		調査企業企画特論 III		1	
		調査的調査法特論		2	
		特別研修 A		1	
		特別研修 A		2	
		特別研修 A		3	
		特別研修 B		1	
		特別研修 B		2	
		特別研修 B		3	
		特別研修 B		4	
		課題解決型特別演習 A		2	
		課題解決型特別演習 B		2	
課題解決型特別演習 C		1			
課題解決型特別演習 D		2			
生命科学系専攻	コース共通科目	特別研究 プ	16	2	
		インテグレーション		1	
		分子生物学		2	
		分子生物学		1	
		分子生物学		3	
		分子生物学		4	
		分子生物学		1	
		分子生物学		2	
		分子生物学		2	
		分子生物学		3	
		分子生物学		4	
		分子生物学		5	
		分子生物学		1	
		分子生物学		2	
		分子生物学		3	
		分子生物学		4	
	分子生物学		5		
分子生物学		6			
分子生物学 コース		分子生物学		1	修了要件 コース共通科目を含めた必修16単位及び選択14単位(輪講8単位を含む)以上を合わせて、30単位以上修得のこと。選択科目として生体制御学コースの特論を4単位まで、修了要件の単位に含めることができる。
		分子生物学		4	
		分子生物学		6	
		分子生物学		7	
		分子生物学		2	
		細胞生物学		3	
		細胞生物学		4	
		細胞生物学		5	
		細胞生物学		6	
		細胞生物学		7	
		細胞生物学		2	
細胞生物学		3			
細胞生物学		4			
細胞生物学		5			
細胞生物学		6			
細胞生物学		7			

		量子機能デバイス工学特別輪講Ⅳ	1	
		機能分子設計工学特別輪講Ⅰ	1	
		機能分子設計工学特別輪講Ⅱ	1	
		機能分子設計工学特別輪講Ⅲ	1	
		機能分子設計工学特別輪講Ⅳ	1	
		分子デバイス工学特別輪講Ⅰ	1	
		分子デバイス工学特別輪講Ⅱ	1	
		分子デバイス工学特別輪講Ⅲ	1	
		分子デバイス工学特別輪講Ⅳ	1	
		生体分子工学特別輪講Ⅰ	1	
		生体分子工学特別輪講Ⅱ	1	
		生体分子工学特別輪講Ⅲ	1	
		生体分子工学特別輪講Ⅳ	1	
		ナノ構造制御工学特別輪講Ⅰ	1	
		ナノ構造制御工学特別輪講Ⅱ	1	
		ナノ構造制御工学特別輪講Ⅲ	1	
		ナノ構造制御工学特別輪講Ⅳ	1	
		イン タ ー ン シ ッ プ	2	
		機能材料工学コース基礎	2	
化学系専攻	コース共通科目	量子化学特論	2	
		有機合成化学特論Ⅰ	2	
		有機合成化学特論Ⅱ	2	
		有機反応化学特論Ⅰ	2	
		有機反応化学特論Ⅱ	2	
		有機立体化学特論	2	
		有機構造解析特論	2	
		有機典型元素化学特論	2	
		天然物化学特論	2	
		有機金属錯体化学特論	2	
		精密有機合成化学特論	2	
		無機合成反応特論	2	
		分光基礎特論	2	
		表面分光特論	2	
		結晶化学統計熱力学特論	2	
		反応解析特論	2	
		磁気共鳴化学特論	2	
		無機化学特論	2	
		有機材料化学特論	2	
		光電子機能有機材料特論	2	
		構造錯体化学特論	2	
		触媒工業化学特論Ⅰ	2	
		触媒工業化学特論Ⅱ	2	
		無機材料化学特論Ⅰ	2	
		高分子工業化学特論	2	
		高超分子化学特論	2	
		化学工学特論	2	
		分析化学特論Ⅰ	2	
		線形レザ一分光学特論	2	
		有機合成反応特論	2	
		界面固体分光学特論	2	
		無機分子分光学特論	2	
		生体分子化学特論Ⅰ	1	
		分子化学特論Ⅱ	1	
		分子化学特論Ⅲ	1	
		分子化学特論Ⅰ	1	
		分子化学特論Ⅱ	1	

		メカノロボット工学輪講Ⅲ		1	
		メカノロボット工学輪講Ⅳ		1	
		メカノロボット特別研究Ⅰ	3		
		メカノロボット特別研究Ⅱ	3		
環境システム工学系専攻	コース共通科目 (A群)	環境総論(E)		2	※印の選択科目のうち2単位まで修了単位として認める。 (E)印の付いている科目は英語で開講する科目である。 (JE)印の付いている科目は日本語と英語を併用する科目である。ただし英語開講科目とはみなさない。 ◆印の付いている科目は、当該分野で早期に修得すべき科目である。
		◆地盤環境工学特論		2	
	◆地盤環境工学特論(E)		2		
	環境振動・音響学(E)		2		
	水圏数値解析実践(E)		2		
	※科学技術英語特論Ⅰ		※1		
	※科学技術英語特論Ⅱ		※1		
	※科学技術英語特論Ⅲ(E)		※1		
	※国際工学資格(FE資格)		※1		
	国際環境規格		2		
	景観計画論(E)		2		
	気候と社会(E)		2		
	アドヴァンスト・インターンシップ		2		
	環境社会基盤 国際コース (B群)	◆ Finite Element Analysis(JE)		2	修了要件 1)コース共通科目(A群)から4単位以上、専門科目(B群)から必修科目10単位、選択科目8単位以上を含め合計30単位以上を修得すること。 2)英語で開講される選択科目から6単位以上取得すること。 言語の異なる同一講義の単位はどちらか一方の科目を修了単位として認める。 3)社会基盤特別研究Ⅱを履修するには、社会基盤特別研究Ⅰの単位を修得していなければならない。 4)社会基盤特別研究Ⅲはベトナム国立建設大学とのジョイントマスタープログラムの履修者のみ受講でき、その場合、社会基盤特別研究
		◆地盤材料学(E)		2	
		地形プロセス学特論(E)		2	
		地圏システム工学(JE)		2	
		地盤地震工学特論(E)		2	
		振動波動解析学特論(JE)		2	
		耐震工学特論(E)		2	
		◆構造振動の実践シミュレーション(JE)		2	
		構造振動論(E)		2	
		橋梁デザイン(JE)		2	
		建設材料特論(E)		2	
		鉄筋コンクリート構造工学(E)		2	
		非線形構造解析学特論(E)		2	
		水圏数値解析学(E)		2	
		水圏工学実践(JE)		2	
		交通システム特論(E)		2	
		地域・都市計画エクササイズ		2	
		地盤構造学(E)		2	
		地震動特論(JE)		2	
		建設マネジメント(E)		2	
		土木のためのAIとデータサイエンス(JE)		2	
		計画数理特論(JE)		2	
		社会基盤特別講義Ⅰ		2	
		社会基盤特別講義Ⅱ		2	
		社会基盤特別講義Ⅲ(E)		2	
		社会基盤特別研究Ⅰ	4		
		社会基盤特別研究Ⅱ	6		
		社会基盤特別研究Ⅲ	10		
		インターナショナルコミュニケーション		2	
		◆構造力学Ⅲ		2	
		◆耐震・地震工学		2	

	植物分子発生学	2	研修、教育研修、特別研究Ⅱの中から2単位を含む。)以上を含め12単位以上を修得すること。 外国語科目は、修了要件単位に含めない。
	タンパク質生化学	2	
	細胞核機能	2	
	機能タンパク質構造解析	2	
	分子発生学	2	
	突然変異機構	2	
	神経組織学	2	
	分化内分泌学	2	
	化学遺伝学	2	
	工ピジエネテイクス	2	
	植物細胞形態学	2	
	植物適応生理学	2	
	植物成長生理学	2	
	がんの生物学	2	
	植物機能開発学	2	
	海洋生態毒性学	2	
	神経内分泌学	2	
	環境健康科学	2	
	放射線生命科学	2	
	分子発生制御学	2	
	バイオイメージング	2	
	構造生命科学	2	
	生体環境応答制御学	2	
	生殖学	2	
	脳機能発達制御学	2	
	天然物生合成	2	
	生命金属科学	2	
	微生物遺伝学	2	
	生命科学特別輪講Ⅰ	1	
	生命科学特別輪講Ⅱ	1	
	生命科学特別輪講Ⅲ	1	
物質科学コース	低温物理学	2	
	極限環境物性	2	
	有機導体	2	
	原子核構造	2	
	原子核実験	2	
	高エネルギー宇宙物理学	2	
	宇宙物理学実験	2	
	素粒子物理学基礎	2	
	高エネルギー素粒子物理学	2	
	放射線計測	2	
	観測天文学	2	
	分離計測化学	2	
	無機材料物性	2	
	触媒化学	2	
	ヘテロアトム反応	2	
	有機物性化学	2	
	有機立体化学	2	
	有機反応化学	2	
	有機性能錯体	2	
	有機金属触媒	2	
	生物活性物質化学	2	
	無機合成化学	2	
	酸化反応	2	
	半導体プロセス技術	2	
	電子材料物性	2	
	情報記録素子	2	

半導体	物理特論	2
天然物	化学特論	2
量子電	工学特論	2
分子子	認識特論	2
有機合	成反応特論	2
数値移	動現象特論	2
パイ電	子系化学特論	2
固体有	機化学特論	2
非線形	科学特論	2
表面ナ	ノ分光特論	2
光物理	化学特論	2
反応量	子化学特論	2
表面物	性化学特論	2
表面科	学特論	2
分光	学特論	2
応用光	計測特論	2
進化学	分子工学特論	2
有機ケ	イ素化学特論	2
複合糖	質化学特論	2
錯体合	成特論	2
機能表	面科学特論	2
機能性	固体物性特論	2
生体情	報分子特論	2
環境エ	ネルギー触媒化学	2
非線形	レーザー分光特論	2
光反	応計測特論	2
分子集	合体モデリング特論	2
加速器	技術応用特論	2
機能性	高分子材料特論	2
ナノ構	造科学特論	2
有機元	素化学特論	2
人と社	会と化学特論	2
光物性	学特論	2
生体高	分子工学特論	2
量子多	体特論	2
グリーン	ケミストリー特論	2
工ネル	ギー触媒特論	2
計算物	理学特論	2
結晶工	学特論	2
分光生	物物理特論	2
有機合	成化学特論	2
原子核	多体問題特論	2
原物質	科学特別輪講 I	1
物質科	学特別輪講 II	1
物質科	学特別輪講 III	1
-----	-----	-----
数理電子情報	アファイン代数幾何学特論	2
コース	特異点特論	2
	3次元多様体特論	2
	非線形解析学特論	2
	線形偏微分方程式特論	2
	非線形偏微分方程式特論	2
	調和解析特論	2
	変分学特論	2
	複素代数幾何学特論	2
	超伝導デバイス工学特論	2
	超伝導エレクトロニクス特論	2
	応用光エレクトロニクス物性特論	2
	半導体ナノ構造電子物理学特論	2

	半導体センサ特論	2
	電子デバイスプロセス評価特論	2
	半導体発光素子特論	2
	有機電子デバイス特論	2
	量子デバイス工学特論	2
	システム創成情報学特論	2
	マイクロ波工学特論	2
	電磁波解析特論	2
	集積回路設計特論	2
	プラズマ工学特論	2
	電力システム工学特論	2
	知的情報処理制御特論	2
	生体計測特論	2
	応用半導体工学特論	2
	非線形光情報通信工学特論	2
	応用数理特論	2
	並列計算特論	2
	ソフトウェア検証特論	2
	知能ロボティクス特論	2
	信号処理特論	2
	光情報処理特論	2
	画像システム特論	2
	ロボット制御特論	2
	先端光センシング工学特論	2
	電磁波デバイス特論	2
	知識処理システム特論	2
	確率的手法特論	2
	リアルタイムシステム特論	2
	生体分子シミュレーション特論	2
	超伝導センシング特論	2
	フレキシブル電子デバイス特論	2
	認知情報処理システム特論	2
	地理空間情報科学特論	2
	情報理論的手法特論	2
	リーマン幾何学特論	2
	数理電子情報特別輪講Ⅰ	1
	数理電子情報特別輪講Ⅱ	1
	数理電子情報特別輪講Ⅲ	1
人間支援・生産科学コース	破壊力学特論	2
	固体力学特論	2
	機械材料システム特論	2
	精密加工学特論	2
	先端マイクロシステム工学特論	2
	動的機械システム設計特論	2
	高速流動工学特論	2
	熱エネルギー工学特論	2
	マイクロ流体工学特論	2
	機械設計工学特論	2
	適応ロボティクス工学特論	2
	超音波メカトロニクス特論	2
	機構動力学特論	2
	非線形振動工学特論	2
	生産情報学特論	2
	高分子材料工学特論	2
	機械運動制御特論	2
	ロボット創造学特論	2
	感性認知支援システム特論	2

	反応性ガス力学特論	2
	応用生産科学特論	2
	広領域人間支援システム特論	2
	極限ダイナミクス特論	2
	振動解析特論	2
	非平衡流動工学特論	2
	サービスロボティクス特論	2
	高度グローバルブランド輪講A	1
	高度グローバルブランド輪講B	1
	高度グローバルブランド輪講C	1
	人間支援・生産科学特別輪講Ⅰ	1
	人間支援・生産科学特別輪講Ⅱ	1
	人間支援・生産科学特別輪講Ⅲ	1
環境科学・社会 基盤コース	資源利用技術特論	2
	自然環境評価特論	2
	土壌・地下水汚染特論	2
	光散乱応用センシング特論	2
	環境支援制御特論	2
	環境制御生物学特論	2
	生物代謝工学特論	2
	エネルギー変換特論	2
	流域物質動態特論	2
	都市交通環境システム	2
	景観工学特論	2
	河川環境工学特論	2
	応用材料力学特論	2
	構造振動特論	2
	鉄筋コンクリート耐震構造特論	2
	動的設計法特論	2
	環境地盤工学	2
	地盤耐震工学特論	2
	弾性波動解析特論	2
	地圏システム工学特論	2
	地形材料学特論	2
	建設マネジメント	2
	微視的挙動に基づいたセメント系材料特論	2
	環境対策技術特論	2
	水圏防災工学特論	2
	地震防災工学特論	2
	地盤計測工学特論	2
	交通安全計画	2
	環境地質学特論	2
	水環境工学特論	2
	環境生物学特論	2
	土木工学のためのAIとデータサイエンス	2
	植物環境生理学特論	2
	環境科学・社会基盤特別輪講Ⅰ	1
	環境科学・社会基盤特別輪講Ⅱ	1
	環境科学・社会基盤特別輪講Ⅲ	1
連携先端研究 コース(粒子宇 宙科学領域)	原子核実験特論	2
	高エネルギー宇宙物理特論	2
	元素起源特論	2
	放射性ビーム核物理特論	2
	場の理論特論	2
連携先端研究 コース(脳科学)	脳形成制御特論	2
	分子神経発生学特論	2

領域)	神 經 伝 達 制 御 特 論 分 子 神 經 病 態 学 特 論 知 覚 神 經 科 学 特 論	2 2 2
連携先端研究 コース(融合電 子技術領域)	超 伝 導 デ バ イ ス 工 学 特 論 応 用 光 エ レ ク ト ロ ニ ク ス 物 性 特 論 半 導 体 セ ン サ 特 論 プ ラ ズ マ 計 測 解 析 工 学 特 論 電 子 シ ス テ ム イ ン テ グ レ ー シ ョ ン 工 学 特 論 エ ネ ル ギ ー 環 境 工 学 特 論 高 度 道 路 交 通 シ ス テ ム 特 論 パ ワ ー デ バ イ ス 用 半 導 体 材 料 工 学 特 論 フ レ キ シ ブ ル エ レ ク ト ロ ニ ク ス 工 学 特 論 有 機 系 太 陽 電 池 デ バ イ ス 特 論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
コース共通科目	特 別 演 習 I 特 別 演 習 II 学 外 研 究 修 教 育 研 究 修 特 別 研 究 I 特 別 研 究 II 外 国 語 課 題 解 決 型 特 別 演 習 A 課 題 解 決 型 特 別 演 習 B 課 題 解 決 型 特 別 演 習 C 課 題 解 決 型 特 別 演 習 D	2 2 2 2 2 2 2 1 2

注 第6条第4項に規定する単位の修得については「備考」欄に掲げるところによる。

別表3

専攻名	コース名	免許上の種類(教科)
生命科学系専攻	分子生物学コース 生体制御学コース	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
物理機能系専攻	物理学コース 機能材料工学コース	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
化学系専攻	基礎化学コース 応用化学コース	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
数理電子情報系専攻	数学コース	中学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(数学)
	電気電子システム工学コース	高等学校教諭専修免許状(工業)
	情報システム工学コース	高等学校教諭専修免許状(情報)
機械科学系専攻	機械工学コース メカノロボット工学コース	高等学校教諭専修免許状(工業)
環境システム工学系専攻	環境社会基盤国際コース	高等学校教諭専修免許状(工業)
	環境制御システムコース	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)

2. 博士前期課程

修了認定・学位授与の方針

博士前期課程においては、所定の教育課程を修め、専攻する専門領域（分子生物学、生体制御学、物理学、機能材料工学、基礎化学、応用化学、数学、電気電子システム工学、情報システム工学、機械工学、メカノロボット工学、環境システム工学のいずれか）に関する専門知識を基に研究を行い、求められる能力を獲得し資質を涵養した者に、修士（理学又は工学）の学位を授与する。

教育課程編成・実施の方針

博士前期課程においては、学部専門教育との一貫性を重視する立場から、適切な教育課程を編成し、「修了認定・学位授与の方針」にかなう質の高い教育を実施する。そのため、理工学研究科に以下の専攻とコースを設置し、学生は1年次よりいずれかのコースに所属し、指導教員を決め、指導教員の指導の下、修士論文を書くことになる。

生命科学系専攻	分子生物学コース	生体制御学コース
物理機能系専攻	物理学コース	機能材料工学コース
化学系専攻	基礎化学コース	応用化学コース
数理電子情報系専攻	数学コース	電気電子システム工学コース
	情報システム工学コース	
機械科学系専攻	機械工学コース	メカノロボット工学コース
環境システム工学系専攻	環境社会基盤国際コース	環境制御システムコース

学生は、各コース毎に開講される専門科目の授業を受講する。専攻によっては、専攻共通の分野横断的な授業を開講する。指導教員の指導の下、修士論文を書くことを目標に、コース毎に工夫したカリキュラムを編成している。

各科目の評価は、教員が学生に示した到達目標を学生がどの程度達成したかで評価する。評価はグレードポイント(GP)で行い、それらの平均値をGPAとして平均成績の評価を行う。また、修士論文は複数教員で審査しその可否を判定する。

各専攻別教育目的及び目標

【生命科学系専攻】

本専攻では、多様な生命現象に関する、分子、遺伝子、細胞、組織・器官、および個体レベルにおける教育研究を行っている。対象とする実験材料が微生物、植物、動物など多岐にわたることも特徴のひとつである。本専攻の目標は、当該分野における最先端の専門知識に裏付けされた、問題解決能力を有する優れた人材を養成することにある。基礎生命科学の発展およびその応用に貢献できる独創的な人材の養成を目指している。

本専攻は、分子生物学コースおよび生体制御学コースに分かれている。分子生物学コースでは、主として生物を構成する分子の構造と機能から生命のしくみを理解するための教育と研究が行われ、生体制御学コースでは、広く生命現象に着目し、これらの制御機構を解明しようとしており、遺伝子、細胞、組織、器官、および個体レベルの教育研究が行われている。

【物理機能系専攻】

本専攻は、自然現象を種々の階層に亘って調べ、多岐にわたる物質の性質をその根源から明らかにする物理学コース、および物質の本質と特徴を把握し、工夫を凝らした材料設計・作成およびデバイス化・システム化により新規の機能を発現させる機能材料工学コースで構成され、基幹的かつ最先端の教育研究を行い、幅広い視野を持ち、国際社会で活躍できる高度な技術者および研究者の養成を目指している。両コースとも、「先端科学技術領域において活躍できる専門家としての基盤の構築」を教育目標としている。

物理学コースでは自然科学の基礎となる物理学の基本と思考方法の修得を前提に、物理学の研究や科学技術の分野で必要な柔軟な思考力と能動的な問題解決能力を備えうるように教育を行い、高度な技術者および研究者の養成を目指す。具体的な教育研究プログラムは下記の（１）もしくは（２）のとおりである。

- （１）素粒子間の相互作用を統一的に理解する理論的研究、宇宙線起源や宇宙の進化を実験的に明らかにしたり、ハドロン・原子核の構造と反応機構を解明する理論的・実験的研究
- （２）最新の量子科学的手法（中性子散乱、 μ SR、放射光、種々の数值的・解析的理論計算など）を駆使し凝縮体（超伝導物質や磁性体）の構造やダイナミックスを解明する理論的・実験的研究、新物質の作製とその多重極限環境下での物性の測定に関する研究

これらのプログラムを通して、種々の物質構造の基本や量子科学についての基本的理解はもちろんの事、研究の最前線である計算・観測・実験等の体験を通して課題解決能力を身につけ、情報収集の能力も備えた国際的にも通用する人材養成をはかる。

機能材料工学コースでは、物性論の手法を使い、原子・分子レベルで物質を設計し制御することにより高機能材料とそのデバイスを創出する原理と実践を体系的に修得するように教育を行い、高度技術者および研究者の養成を目指す。教育研究プログラムの具体的な

修得目標は下記のとおりである。

- (1) 機能材料工学は物性物理・材料化学・電子工学・生物工学の領域にまたがり、伝統的工学分野と異なり、複数の分野をその基礎としている。そのため、学部教育において修得した工学部基礎科目および学科専門科目を基盤として、各学問分野に沿った科目を系統的に修得し、学際的な先端科学技術領域において活躍できる専門家としての基盤を構築する。
- (2) 科学技術者共通の基礎となる次のようなりテラシー能力を向上させる。
 - ①論理的な記述・討議・プレゼンテーション力
 - ②国際的な科学技術情報の発信受信を可能とする外国語能力
 - ③電子的な学術情報収集・作成・コミュニケーション法・プログラミング力などの情報処理技術
- (3) 科学技術者を目指す大学院生としてより深い学問の探求、および実験計画の立案とその実行能力、さらに問題解決に向けた自己分析能力を向上させる。

【化学系専攻】

本専攻は、物質の性質や構造および機能についての化学的知識を基盤として、対象物質のスケールでマクロ（材料）化学、ナノ化学、分子化学の3分野に大別し、より幅広い知識の獲得とより深い専門教育の実施を目指す。基礎化学コースでは、化学の基礎としての物質の合成・性質・構造・反応・機能の探究、ならびに、新しい機能をもった分子や物質系の構築や研究を通して教育を行い、化学研究者や教育者として十分な知識・能力を有する人材の養成を目指す。応用化学コースでは、化学の広範な知識や技能を身につけ、新しい有機および無機材料の合成や分離・分析技術の開発研究を通して、化学的思考により製品開発や問題解決に取り組むことができ、化学研究者や化学技術者として社会で活躍できる人材養成を目指す。

基礎化学コースでは、「物質とは何か」というシンプルかつ深淵なるテーマについて、理学的視点に立って教育および研究を行っている。すなわち、無機、有機を問わずさまざまな物質の反応や性質を研究し、構成原子や分子の構造を調べ、新たな物質を合成し、さらに機能性の発現を目指している。教育においては、化学の研究者、教育者、技術者またはその周辺領域の科学を専攻するものに必要な知識と技術の習得、問題を発見し解決できる能力の開発、さらに自然科学における「化学」の役割を理解し、その重要性を認識した広い視野をもつ社会人の育成を目指している。この目的を効果的に達成するために、専門分野の講義や学外の講師による特別講義、研究室における論文輪講や研究報告会を行う。さらに修士論文作成のために一つの研究課題に取り組み、研究の最前線を体得するための指導を行う。

応用化学コースでは、化学の学術的基盤と工学的視点に立脚した物質・材料開発および分離・分析・解析技術の開発を指向する教育および研究を行っており、具体的には、無機材料化学、有機材料化学、有機合成化学、触媒化学、プロセス工学、分析化学、分光化学の7専門分野で研究を推進している。教育においては、各専門分野における高度な専門知

識を有し、地球環境の視点から環境に調和した材料の開発を主体的に行い、社会・産業における「化学」の重要性と科学技術者の社会的責任を十分に理解し、国際的な視野を持った人材の育成を目標とする。そのために、高度な専門基礎教育を実施するとともに各分野における研究内容を取り入れた専門講義、学外の研究者による特別講義等を実施する。また、コミュニケーション能力、論理的な文章の作成能力向上のため、研究成果発表会を実施するとともに、学会での発表や学術論文の作成・発表を促す。

【数理電子情報系専攻】

人類の長い歴史を通じて、数理科学は自然科学の基礎を支え続けてきた。また、21世紀は情報テクノロジーの世紀であり、材料からシステム開発を担う先進エレクトロニクス技術や、高度情報化社会を一層発展させるための数理電子情報関連科学に関する高度な専門的知識・技術を有する人材の育成が社会的急務になっている。一方、関連分野は理論、ハードウェア、ソフトウェアなど極めて多岐に及び、時代のブレイクスルーとなりえる創造的なアイデアを創出し、実現するためには、基礎から応用に至る広範な分野に精通した総合的・学際的見識が求められる。本専攻は数学、電気電子システム工学、情報システム工学の3コースから構成され、これら3コースが有機的に連携することで数理電子情報関連科学技術を一層発展させるための総合的・学際的な教育研究環境を構築し、今後の情報化社会の進展に指導的役割を果たしえる豊かな見識を備えた高度な専門家の育成を図る。

数学コースでは、学部における専門基礎教育をベースに、高度な数学的知識、論理的な思考力、表現力を有し、抽象的概念の理解力を身につけた人材を育成することが目標である。将来の研究者や教育者および数学の専門教育を受けた社会人としてふさわしい数学の学力を修得させるため、講義およびセミナーによる指導を重視した指導を行う。

電気電子システム工学コースでは、大学4年間の専門基礎教育との一貫性を重視し、学部における専門基礎教育をベースに、電気・電子・情報通信技術分野における最先端の知見を含む高度専門教育を実施する。学部・博士前期課程を通して体系化されたカリキュラムによって、高度な技術者および研究者の育成を目指す。教育目標は以下の通りである。

- (1) 電気・電子・情報通信技術分野の最先端の知見や専門知識を有する人材の育成
- (2) 課題に対応できる応用能力を発展させ、技術者・研究者として技術革新を常に生み出せるように、電気・電子・情報通信技術分野に関する専門知識、専門技術を有する人材の育成
- (3) 電気・電子・情報通信技術分野に携わる技術者・研究者として社会性を考慮して技術・研究を発展させることのできる人材の育成
- (4) 論理的思考能力、コミュニケーション能力を備えた人材の育成

情報システム工学コースでは、学部専門教育との一貫性を重視し、情報システム工学科における専門基礎教育をベースに、情報システム工学に関する最先端の知見を含む高度専門教育を実施する。学部・博士前期課程を通じた体系化されたカリキュラムをベースに、次代の高度情報化社会において指導的役割を果たすことができる優れた情報技術者の育成、情報システム工学に関わる研究分野に関する基礎知識・学力を有し、博士後期課程に

進学後、独創性の高い研究者へ成長するための確固たる基盤を有する人材の育成を教育目的とする。教育目標は以下の通りである。

- (1) 情報システム工学における高度専門分野に関して、系統化された知識体系を有し、理論/実践のいずれにも長けた人材の育成
- (2) 主として修士論文で取り組む情報システム工学に関わる研究分野、研究課題に関して、基礎知識・学力を有する人材の育成
- (3) 自らの着想により研究課題、高度な学習課題を発展・遂行する能力を有する人材の育成
- (4) 口頭発表能力、討論能力、論述能力、文献調査能力、学術論文・技術資料の読解能力を含む広義のコミュニケーション能力に長けた人材の育成
- (5) 学部学生に対する講義・演習・実験の補助、各研究室での後輩の指導補助などの経験を通して、指導力・統率力を有する人材の育成
- (6) 自己に課せられた社会的責務を直視し、情報技術者・研究者としての自覚を持ち、結果責任を自ら負うことができる人材の育成

【機械科学系専攻】

工学の基軸としての生産科学が対象とする学問分野は広範多岐にわたっており、その中でも機械系関連分野は他の工学分野と有機的に結びつき相互に進展することが求められている。本専攻は、生産性の高度化・高効率化の実現とともに、人間とロボットが共生する豊かな社会基盤を創造し、それを実現するシステムを構築するための生産科学技術の中核をなす人材の養成を教育研究上の目的とする。本専攻は機械工学の基幹をなす機械工学コースおよび機械工学とロボット工学の融合分野を担うメカノロボット工学コースにより構成されており、両コースが連携して人間支援型の生産科学分野を体系化し教育を推進する。

機械工学コースは、材料科学、生産加工科学、熱流体科学を主たる学問分野とし、その教育目標は以下の通りである。

- (1) 先端的専門知識の理解
学部教育で修得してきた機械工学に関する知識を発展させ、主に機械工学の基幹分野に関する先端技術を知識として習得し理解する人材の育成
- (2) 研究能力の習得
専門知識を応用・総合して研究を遂行する能力、研究立案能力、問題解決能力、独創的思考力を有する人材の育成
- (3) 社会における役割の認識と職業倫理の理解
生産科学技術の中核をなす技術者・研究者として、社会の健全な発展に対してどのように貢献すべきかを、職業倫理の立場から理解する人材の育成
- (4) 表現能力の習得
機械系分野に関する内容を口頭で発表する能力、文章として表現する能力を有し、英語の技術的な文書を読みその内容を理解するとともに、概要を適確に説明する能力を有する人材の育成

メカノロボット工学コースは、ロボティクス・メカトロニクス、ダイナミクス・デザインを主たる学問分野とし、その教育目標は以下の通りである。

(1) 先端的専門知識の理解

学部教育で修得してきた機械工学に関する知識を発展させ、主に機械工学とロボット工学の融合分野に関する先端技術を知識として習得し理解する人材の育成

(2) 研究能力の習得

専門知識を応用・総合して研究を遂行する能力、研究立案能力、問題解決能力、独創的思考力を有する人材の育成

(3) 社会における役割の認識と職業倫理の理解

生産科学技術の中核をなす技術者・研究者として、社会の健全な発展に対してどのように貢献すべきかを、職業倫理の立場から理解する人材の育成

(4) 表現能力の習得

機械系分野に関する内容を口頭で発表する能力、文章として表現する能力を有し、英語の技術的な文書を読みその内容を理解するとともに、概要を適確に説明する能力を有する人材の育成

【環境システム工学系専攻】

現代社会においては、人類文明がもたらした地球規模の環境問題を根本的に修復することが急務となっている。本専攻は、人間並びに諸生物が生存する様々な圏域における地球規模の環境問題を自ら解決すべき課題として認識し、現代の科学技術を駆使して環境問題のメカニズムを解明して、その具体的解決手法を提示するとともに、人間社会が自然生態系と共存しつつ持続可能性を高めていくために有効な解決策をシステムとして構築することができる優秀な環境システム工学に関する専門家の養成を目指す。

本専攻には、環境社会基盤国際コースおよび環境制御システムコースがあり、両コース共に国際的水準の教育を主に英語で行うカリキュラム体系を組んでいる。

環境社会基盤国際コースは、自然環境と調和した社会基盤の計画・設計・施工・維持・管理技術を創造的に担い、国際的な場での活躍が期待できる高度専門技術者の養成を目指している。この目的を達成するために、具体的に次の七つの目標を掲げて教育・研究を実践している。

(1) 建設工学に係る理論から実践までの最新の専門知識・技術の教授

(2) 自らが課題を掘り起こし、掘り下げ、また独自にそれを解決できる能力の育成

(3) 独創性の涵養

(4) 技術者・研究者としての社会的責任・使命を自覚し、それを進んで実践できる社会性の涵養

(5) 諸外国の事情を正しく理解し、国際的に活躍できる能力の育成

(6) 外国人を含む多様な人々とコミュニケーションを図りつつ、プロジェクトを遂行できるマネジメント能力の育成

(7) 自らが得た結果を、論理的に第三者に伝えるためのプレゼンテーション能力の育成。

環境制御システムコースは、地球環境保全の観点から、人間及び生物と環境の関わりを体系的に捉え、人間活動による環境への負荷を最小化する持続可能な循環型社会システムの構築に貢献する人材を養成する。当コースでは、環境科学の基礎と応用、環境の評価及び管理手法、都市環境や自然生態系のメカニズム、環境変化の計測技術、省資源・省エネルギーに関わる物質循環等、多岐にわたる環境諸分野を体系化したカリキュラムによる高度な専門教育を通じて、環境の仕組みと環境問題の本質への理解を深めると共に、地球環境の有限性に対する認識を深め、社会の持続的発展と環境保全の両立に資する科学的な環境制御システム手法の知見を備えた、指導的な役割を果たす専門家を養成する。この目的を達成するために以下の目標を置く。

- (1) 環境関連諸分野の基礎知識を有し、環境の仕組みを理解して環境問題の解決に科学的な知見を応用する想像力に富む人材の養成
- (2) 環境負荷低減を目指した環境制御技術ならびに制御システムを構築する能力の育成
- (3) 世界的視野で環境問題を捉え、その解決に向けて国際的な相互理解と協力を推進する能力の育成

修了要件及び履修に関する注意事項

この履修案内は、理工学研究科で授業と研究指導を受け、修士の学位を取得するのに必要な「規程」とさまざまな「取扱要項」とをまとめたものです。

なお、博士前期課程はいわゆる修士課程とほとんど同内容です。(国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科規程第2条、以下この案内文では、この規程のことを「規程」と略称します。)

この「規程」は、国立大学法人埼玉大学大学院学則(以下、「大学院学則」と略称)及び国立大学法人埼玉大学学位規則を受けて定められたものです。これらの規程はこの履修案内にも掲載されておりますが、その他の規程等は、埼玉大学HPにも掲載されていますので参照ください。

(1) 修了の認定の基準と学位

修了の要件は、修業年限以上在学し、各専攻・コースが定める必修及び選択の科目を含む30単位以上の授業科目を修得し、かつ、特定の指導教員の研究指導を受けて、修士の学位論文を提出し、論文審査と最終試験に合格することです(「大学院学則」第10、24、31条「規程」第5、6、19、20条)。

修業年限は標準で2年ですが、優れた業績をあげたと認められた場合は、1年に短縮されることもあります(「大学院学則」第10、31条)。逆に、4年を超えて在学することはできません(「大学院学則」第11条)。

修了した者に授与される学位は、修士です。専攻分野の名称は、学位論文の内容により、修士(理学)または修士(工学)が付記されます。なお、学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「修士(〇〇)埼玉大学」と記載することになります(「学位規則」第2条、第20条)。

前期課程を修了することは、後期課程への入学資格を得ることであって、自動的に後期課程に進めるわけではありません。

(2) 授業科目と履修方法

各コースの授業科目と単位数は「規程」別表2に載っています。

他専攻及び他コース、他研究科の授業科目も履修できます。ただし、取得できる単位数には上限があります(「規程」第6条2、3、4項、別表2)。

国内外の他の大学の大学院や、研究所などで特定の課題について研究指導を受けることもでき、しかもその成果を本学大学院の修了要件に組み入れることができます(「大学院学則」第26条、「他の大学院等で研究指導を受ける学生に関する規則」参照)。

教員免許状の授与を受ける所要資格を取得することができます(もちろん、別に定められた所要の単位を取得した場合です)。コースにより免許状の種類と教科が異なります(「規程」第13条、別表3)。

修士の学位論文の提出締切日は、3月修了の場合は2月5日、9月修了の場合は8月5日と定められています(締切日が休日の場合は翌日)。なお、論文概要を3月修了の場合は1月20日、9月修了の場合は7月5日までに提出しなければなりません。(「学位の授与に関する取扱要項」第2条・別表)

学位論文作成は、「学位論文の作成上の留意事項」を参照し作成するほか、各コース・各指導教員の指導に従ってください。

(3) その他

- ①「規程」は改訂されることがありますが、大学院入学年度の履修案内に掲載されている「規程」が適用されます。従って、この履修案内は、前期課程修了まで大切に保存しておいてください。例えば、今年度新たに開講した講義は、新1年次生以外は、受講しても修了に必要な単位になりません。ただし、教員が交代して、開講している講義名が変更されたような場合は例外です。詳しくは、理工研係までお問い合わせください。
- ②大学院生の教育上必要と認められる場合は、学部等講義を履修することができます。この場合、指導教員と研究科教授会等の承認、並びに受け入れ学部等の講義担当教員の承

認を得ることとなっています。希望する学生は所定の用紙がありますので、理工学研究科の学務担当窓口までお問い合わせください。なお、教育学部の講義を履修する場合は各履修登録期間につき3科目以内しか許可されませんので注意してください。学部等講義は Web 履修登録を使用せずに、窓口で渡された用紙を提出してください。提出期限は履修登録期間中とします。学部等講義で修得した単位は修了要件の単位数には含めることはできません。

【生命科学系専攻】

生命科学系専攻で開講している「基礎分子生物学 1 および 3～6」と「基礎生体制御学 1～5」は、他大学、他学部または生物系以外の学科卒業生を対象にしていますので、埼玉大学理学部分子生物学科・生体制御学科卒業生は履修しても修了要件の単位となりません。

【物理機能系専攻 機能材料工学コース】

「機能材料工学コース基礎」（2単位、選択）

1. 本コースの基礎として予め学部段階で履修していることが望ましい学部開設科目の中から特定の科目を大学院において履修対象としたものである。特定の科目とは、機能材料工学科で開講している「統計力学」、「結晶物理学」、「材料無機化学」、「固体物性概論」、「薄膜・表面工学」、「磁性材料」、「電子機能材料」、「高分子科学」、「分子生物工学」、「構造解析Ⅰ」、「構造解析Ⅱ」の11科目を指す。
2. 当該講義の履修を希望する本コースの学生全員は、1年次の最初に指導教員の指導を必ず受けて上記11科目のいずれか必要な科目を選択し履修すること。令和2年度以降入学者は、上記11科目には読み替え科目が設定されているため、工学部時間割を参照すること。

【数理電子情報系専攻 情報システム工学コース】

単位認定について

1. 「プレゼンテーション特別演習」（必修：2単位）は、学外での研究発表に対して指導教員が評価を与えます。
2. 「応用情報技術者試験」に合格した学生には、本人からの申請に基づき、「情報処理特別演習」（4単位）の単位認定を行います。
3. ACM(Association for Computing Machinery)が実施する国際大学対抗プログラミングコンテストに参加し、国内予選大会を通過しアジア地区予選大会に進出した場合には、本人からの申請に基づき、「プログラミング特別演習Ⅰ」（2単位）の単位認定を行います。
さらに、アジア地区予選大会を通過し世界大会に進出した場合には、本人からの申請に基づき、「プログラミング特別演習Ⅱ」（2単位）の単位認定を行います。ただし、両者ともに、単位認定は1回を上限とします。
なお、埼玉大学工学部情報システム工学科において、上記の単位認定を受けた場合には、申請することはできません。

埼玉大学大学院理工学研究科（博士前期課程）における学位の授与に関する取扱要項

（趣 旨）

第1条 埼玉大学大学院理工学研究科（博士前期課程）における学位の授与に関する取扱いについては、埼玉大学学位規則（以下「学位規則」という）及び埼玉大学大学院理工学研究科規程（以下「研究科規程」という）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（学位論文等の提出）

第2条 学位規則第3条第2項の規定により学位の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類等を別表に定める期日までに提出するものとする。

- (1) 論文概要（別紙様式第1号） 1部
- (2) 学位申請書（別紙様式第2号） 1部
- (3) 学位論文 3部（正本1部、副本2部）
 - 2 前項第1号の提出先は、学位の授与を受けようとする者が所属するコースのコース長（以下「コース長」という）とする。
 - 3 第1項第2号及び第3号の提出先は、研究科長とする。

（学位論文審査委員会）

第3条 学位規則第8条第1項に規定する学位論文審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 指導教員
- (2) 学位論文の内容に関する分野の教員（教授、准教授、講師及び博士前期課程研究指導を担当する助教）2名以上
- 2 前項第2号の委員の選出は、コース長の申請に基づき、研究科教授会が行うものとする。
- 3 学位論文審査委員会に委員長を置くものとする。

（学位論文評価基準）

第4条 学位論文に係る評価基準については、各コースの定めるところによる。

（論文発表会）

第5条 学位論文審査委員会は、学位論文の審査の一環として、論文発表会を公開で開催するものとする。

第6条 各コース長は、前条の論文発表会の日程等を定め、開催日の1週間前までに公示するものとする。

（最終試験）

第7条 学位論文審査委員会は、学位規則第9条及び研究科規程第19条に規定する最終試験の内容・方法・期日等を定め、これを試験日の1週間前までに学位を申請した者に通知するものとする。

る。

2 最終試験は、第5条に定める論文発表会をもってかえることができる。

(学位論文の審査及び最終試験の結果の報告)

第8条 学位論文審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験が終了したときに学位論文審査及び最終試験結果報告書（別紙様式第3号）を研究科長に提出するものとする。

(学位論文の保存)

第9条 学位論文正本1部は、各コースで保存するものとする。

別 表

修了時期	論文概要	学位申請書 学位論文
3月末	1月20日	2月5日
9月末	7月5日	8月5日

注) 提出日が休日のときは、翌日とする。

理工学研究科（博士前期課程）学位論文および最終試験の審査・評価基準

博士前期課程では、研究課題に関連した専門分野の十分な知識、知見をもとに、研究の目的、方法、結果、考察等を学術的に適切に記述していることを学位論文審査の基準とする。最終試験では、専門分野における正確な知識および研究成果をわかりやすく発表する能力を備えていることを評価の基準とする。

理工学研究科（博士前期課程）における学位論文の作成上の留意事項

1. 用紙は、A4白色紙を用い、縦位置で横書きとすること。
2. 論文は、タイプ、ワープロ、手書き又はこれらの複写とし、長期保存に耐えうるものとする
と。
ただし、手書きは、論文が日本語の場合のみとし、黒インクを用いること。
3. 論文はファイル等を使用し、装丁すること。
4. ファイルの表紙には、論文題目、氏名、学籍番号、専攻名、コース名、修了年度を記入する
こと。
また、ファイルの背表紙には、論文題目、氏名を記入すること。
5. 論文を提出する前に、必ず指導教員の点検を受けること。

※記入例

表 紙

微積分学の研究
平成〇〇年度修了 数理電子情報系専攻 数学コース 99MM199 埼玉 太郎

背 表 紙

微 積 分 学 の 研 究	微 積 分 学 の 研 究
埼 玉 太 郎	埼 玉 太 郎

理工学研究科（博士前期課程）における転専攻・コースの取扱いに関する申合せ

学生が転専攻・コースを希望した場合の取扱は、次のとおりとする。

1. 在学期間が1年を超えないかぎり、転専攻・コースはできない。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。
2. 転専攻・コースを希望する学生は、指導教員の承認を得て、転専攻・コース願（所定の様式による）を、研究科長に提出しなければならない。
3. 転専攻・コース願が提出された場合、研究科長は、当該学生が所属する専攻・コース及び転専攻・コースを希望する専攻・コースの両専攻・コース会議にその可否を諮るものとする。
4. 両専攻・コースの承認が得られた場合に限り、研究科教授会の議を経て、転専攻・コースを許可することができる。
5. 転専攻・コースが許可されたことに伴う指導教員の変更は、転専攻・コースする専攻・コース会議の議を経て行うものとし、その了承に従い、当該学生が指導教員変更届（所定の様式による）を研究科長に提出するものとする。
6. 転専攻・コースした学生が旧専攻・コースにおいて単位取得した科目については、転専攻・コース後の専攻・コースの選択科目とする。
7. 転専攻・コースした学生は、当該専攻・コースの必修科目及び選択科目の単位を、理工学研究科規程に基づき修得することとする。

教育職員免許状について

理工学研究科規程第 13 条により別表 3 に掲げる中学校教諭専修免許状、高等学校教諭専修免許状が表 1 に定める単位数を修得することにより取得できます。取得するためには下記の要件を満たすことが必要です。専修免許状を取得するためには 表 2 の中から取得する教育職員免許状の種類毎に定められた教科に関する科目（教科欄による）を修得 してください。

なお、教育職員免許状の申請は、理工学研究科掲示板にて申請方法をお知らせしますので注意してください。

- ① 当該免許教科に係る 1 種免許状授与の所要資格を有すること。すなわち、中学校教諭専修免許状にあつては、当該免許教科に係る中学校教諭 1 種免許状授与の所要資格が、また高等学校教諭専修免許状にあつては、当該免許教科に係る高等学校教諭 1 種免許状授与の所要資格が必要とされます。
- ② 上記所要資格のうえに、修士の学位を取得し、免許状の種類ごとに定められた授業科目の中から、必要単位数 24 単位を修得すること。

ちなみに、専修免許状の所要資格を取得するために修得した単位は、課程修了に必要な専門科目の単位としても認められます。

表 1 取得免許状の教科及び必要単位数

コース名	免許状の種類（教科）	必要単位数
数 学	中学校教諭専修免許状（数学） 高等学校教諭専修免許状（数学）	24 単位
分 子 生 物 学 生 体 制 御 学 物 理 学 機 能 材 料 工 学 基 礎 化 学 応 用 化 学 環 境 制 御 シ ス テ ム	中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科）	
電 気 電 子 シ ス テ ム 工 学 機 械 工 学 メ カ ノ ロ ボ ッ ト 工 学 環 境 社 会 基 盤 国 際	高等学校教諭専修免許状（工業）	
情 報 シ ス テ ム 工 学	高等学校教諭専修免許状（情報）	

表2 取得免許状対象授業科目一覧

授 業 科 目	単位数	教科	備考	授 業 科 目	単位数	教科	備考
専攻共通科目				生体物質生化学輪講2B	2	理科	
技術者のための産業経営特論	2	***	対象外	生合成輪講1A	2	理科	
知的財産権の概要とその活用	2	***	対象外	生合成輪講1B	2	理科	
国際教育特別演習	2	***	対象外	生合成輪講2A	2	理科	
科学技術日本語Ⅰ	1	***	対象外	生合成輪講2B	2	理科	
科学技術日本語Ⅱ	1	***	対象外	植物分子生理学輪講1A	2	理科	
科学技術日本語Ⅲ	1	***	対象外	植物分子生理学輪講1B	2	理科	
調査企画特論	2	***	対象外	植物分子生理学輪講2A	2	理科	
質的調査法特論	2	***	対象外	植物分子生理学輪講2B	2	理科	
特別研修A1	1	***	対象外	環境生物学輪講1A	2	理科	
特別研修A2	1	***	対象外	環境生物学輪講1B	2	理科	
特別研修A3	1	***	対象外	環境生物学輪講2A	2	理科	
特別研修A4	1	***	対象外	環境生物学輪講2B	2	理科	
特別研修B1	1	***	対象外	タンパク質科学輪講1A	2	理科	
特別研修B2	1	***	対象外	タンパク質科学輪講1B	2	理科	
特別研修B3	1	***	対象外	タンパク質科学輪講2A	2	理科	
特別研修B4	1	***	対象外	タンパク質科学輪講2B	2	理科	
課題解決型特別演習A	2	***	対象外	細胞情報学輪講1A	2	理科	
課題解決型特別演習B	2	***	対象外	細胞情報学輪講1B	2	理科	
課題解決型特別演習C	1	***	対象外	細胞情報学輪講2A	2	理科	
課題解決型特別演習D	2	***	対象外	細胞情報学輪講2B	2	理科	
生命科学系専攻				遺伝子発現学輪講1A	2	理科	
コース共通科目				遺伝子発現学輪講1B	2	理科	
特別研究	16	***	対象外	遺伝子発現学輪講2A	2	理科	
インターンシップ	2	***	対象外	遺伝子発現学輪講2B	2	理科	
生体制御学特論3	2	理科		分子微生物学輪講1A	2	理科	
生体制御学特論5	2	理科		分子微生物学輪講1B	2	理科	
基礎分子生物学1	2	理科		分子微生物学輪講2A	2	理科	
基礎分子生物学3	2	理科		分子微生物学輪講2B	2	理科	
基礎分子生物学4	2	理科		生体制御学コース			
基礎分子生物学5	2	理科		基礎生体制御学1	2	理科	
基礎分子生物学6	2	理科		基礎生体制御学2	2	理科	
分子生物学コース				基礎生体制御学3	2	理科	
分子遺伝学特論1	2	理科		基礎生体制御学4	2	理科	
分子遺伝学特論4	2	理科		基礎生体制御学5	2	理科	
分子遺伝学特論7	2	理科		形態形成学特論	2	理科	
細胞情報学特論2	2	理科		微生物学特論	2	理科	
細胞情報学特論3	2	理科		遺伝学特論	2	理科	
細胞情報学特論4	2	理科		発生生物学特論1	2	理科	
細胞情報学特論5	2	理科		発生生物学特論2	2	理科	
細胞情報学特論6	2	理科		発生生物学特論3	2	理科	
細胞情報学特論7	2	理科		調節生理学特論1	2	理科	
分子細胞学特論2	2	理科		調節生理学特論2	2	理科	
分子細胞学特論3	2	理科		細胞制御学特論1	2	理科	
分子細胞学特論4	2	理科		植物細胞生理学特論	2	理科	
分子細胞学特論5	2	理科		適応生理学特論	2	理科	
分子細胞学特論6	2	理科		形態形成学輪講A	2	理科	
分子細胞学特論7	2	理科		形態形成学輪講B	2	理科	
生命科学特別講義	2	理科		微生物学輪講A	2	理科	
細胞生化学輪講1A	2	理科		微生物学輪講B	2	理科	
細胞生化学輪講1B	2	理科		遺伝学輪講A	2	理科	
細胞生化学輪講2A	2	理科		遺伝学輪講B	2	理科	
細胞生化学輪講2B	2	理科		発生生物学輪講1A	2	理科	
代謝学輪講1A	2	理科		発生生物学輪講1B	2	理科	
代謝学輪講1B	2	理科		発生生物学輪講2A	2	理科	
代謝学輪講2A	2	理科		発生生物学輪講2B	2	理科	
代謝学輪講2B	2	理科		発生生物学輪講3A	2	理科	
生体物質生化学輪講1A	2	理科		発生生物学輪講3B	2	理科	
生体物質生化学輪講1B	2	理科		調節生理学輪講1A	2	理科	
生体物質生化学輪講2A	2	理科		調節生理学輪講1B	2	理科	

授 業 科 目	単位数	教科	備考
調節生理学輪講2A	2	理科	
調節生理学輪講2B	2	理科	
細胞制御学輪講1A	2	理科	
細胞制御学輪講1B	2	理科	
植物細胞生理学輪講A	2	理科	
植物細胞生理学輪講B	2	理科	
適応生理学輪講A	2	理科	
適応生理学輪講B	2	理科	
物理機能系専攻			
コース共通科目			
超伝導特論 I	2	理科	
超伝導特論 II	2	理科	
有機導体特論 I	2	理科	
有機導体特論 II	2	理科	
希土類化合物特論 I	2	理科	
希土類化合物特論 II	2	理科	
機能量子物性特論	2	理科	
化合物電子物性工学特論	2	理科	
分子生物物理学特論	2	理科	
電子機能デバイス工学特論	2	理科	
薄膜磁気工学特論	2	理科	
構造解析特論 I	2	理科	
構造解析特論 II	2	理科	
物理・機能材料特論 I (E)	1	***	対象外
物理・機能材料特論 II (E)	1	***	対象外
特別研究 I	6	***	対象外
特別研究 II	6	***	対象外
物理学コース			
素粒子論 I	2	理科	
素粒子論 II	2	理科	
場の理論 I	2	理科	
場の理論 II	2	理科	
核物理学特論 I	2	理科	
核物理学特論 II	2	理科	
核物理学特論 III	2	理科	
核物理学特論 IV	2	理科	
核物理学特論 V	2	理科	
核物理学特論 VI	2	理科	
放射性核物理学特論 I	2	理科	
放射性核物理学特論 II	2	理科	
宇宙物理学特論 I	2	理科	
宇宙物理学特論 II	2	理科	
宇宙核物理学特論 I	2	理科	
宇宙核物理学特論 II	2	理科	
天体物理学特論 I	2	理科	
天体物理学特論 II	2	理科	
物性物理学特論 I	2	理科	
物性物理学特論 II	2	理科	
量子物性学特論 I	2	理科	
量子物性学特論 II	2	理科	
磁性物理学特論 I	2	理科	
磁性物理学特論 II	2	理科	
観測天文学特論 I	2	***	対象外
観測天文学特論 II	2	***	対象外
物理学輪講 I	3	理科	
物理学輪講 II	3	理科	
機能材料工学コース			
ハイブリッド磁気工学特論	2	理科	
薄膜表面工学特論	2	理科	
量子化材料物性工学特論	2	理科	

授 業 科 目	単位数	教科	備考
糖鎖工学特論	2	理科	
機能分子合成特論	2	理科	
有機元素化学特論	2	理科	
構造有機化学特論	2	理科	
機能分子構造特論	2	理科	
バイオメテック化学特論	2	理科	
情報記録材料工学特論	2	理科	
生体分子工学特論	2	理科	
機能生体分子特論	2	理科	
生物物理化学特論	2	理科	
機能磁性学特論	2	理科	
機能高分子構造特論	2	理科	
機能高分子化学特論	2	理科	
マテリアルリサーチストラテジー特論	2	理科	
量子物性工学特別輪講 I	1	理科	
量子物性工学特別輪講 II	1	理科	
量子物性工学特別輪講 III	1	理科	
量子物性工学特別輪講 IV	1	理科	
量子機能デバイス工学特別輪講 I	1	理科	
量子機能デバイス工学特別輪講 II	1	理科	
量子機能デバイス工学特別輪講 III	1	理科	
量子機能デバイス工学特別輪講 IV	1	理科	
機能分子設計工学特別輪講 I	1	理科	
機能分子設計工学特別輪講 II	1	理科	
機能分子設計工学特別輪講 III	1	理科	
機能分子設計工学特別輪講 IV	1	理科	
分子デバイス工学特別輪講 I	1	理科	
分子デバイス工学特別輪講 II	1	理科	
分子デバイス工学特別輪講 III	1	理科	
分子デバイス工学特別輪講 IV	1	理科	
生体分子工学特別輪講 I	1	理科	
生体分子工学特別輪講 II	1	理科	
生体分子工学特別輪講 III	1	理科	
生体分子工学特別輪講 IV	1	理科	
ナノ構造制御工学特別輪講 I	1	理科	
ナノ構造制御工学特別輪講 II	1	理科	
ナノ構造制御工学特別輪講 III	1	理科	
ナノ構造制御工学特別輪講 IV	1	理科	
インターンシップ	2	***	対象外
機能材料工学コース基礎	2	***	対象外
化学系専攻			
コース共通科目			
量子化学特論	2	理科	
有機合成化学特論 I	2	理科	
有機合成化学特論 II	2	理科	
有機反応化学特論 I	2	理科	
有機反応化学特論 II	2	理科	
有機立体化学特論	2	理科	
有機構造解析特論	2	理科	
有機典型元素化学特論	2	理科	
天然物化学特論	2	理科	
有機金属錯体化学特論	2	理科	
精密有機合成化学特論	2	理科	
無機合成反応特論	2	理科	
分光基礎論	2	理科	
表面分光特論	2	理科	
結晶化学特論	2	理科	
化学統計熱力学	2	理科	
反応解析特論	2	理科	
磁気共鳴化学特論	2	理科	

授 業 科 目	単位数	教科	備考
無機化学特論	2	理科	
有機材料化学特論	2	理科	
光・電子機能有機材料特論	2	***	対象外
構造錯体化学特論	2	理科	
触媒工業化学特論 I	2	理科	
触媒工業化学特論 II	2	理科	
無機材料化学特論 I	2	理科	
高分子工業化学特論	2	理科	
超分子化学特論	2	理科	
化学工学特論	2	理科	
分析化学特論 I	2	理科	
線形レーザー分光特論	2	理科	
有機合成反応特論	2	理科	
連携大学院化学セミナー	1	***	対象外
ナノ化学特論 II	1	理科	
インターンシップ I	1	***	対象外
インターンシップ II	2	***	対象外
基礎化学コース			
分子化学輪講 I a	1	理科	
分子化学輪講 I b	1	理科	
分子化学輪講 II a	1	理科	
分子化学輪講 II b	1	理科	
ナノ化学輪講 I a	1	理科	
ナノ化学輪講 I b	1	理科	
ナノ化学輪講 II a	1	理科	
ナノ化学輪講 II b	1	理科	
特別研究	12	***	対象外
応用化学コース			
分子化学輪講 III	2	理科	
分子化学輪講 IV	2	理科	
ナノ化学輪講 III	2	理科	
ナノ化学輪講 IV	2	理科	
マクロ化学輪講 I	2	理科	
マクロ化学輪講 II	2	理科	
特別研究	12	***	対象外
数理電子情報系専攻			
コース共通科目			
数理電子情報特論 I	2	***	対象外
数理電子情報特論 II	2	***	対象外
数学コース			
解析学特論 I	2	数学	
解析学特論 II	2	数学	
解析学特論 III	2	数学	
解析学特論 IV	2	数学	
解析学特論 V	2	数学	
解析学特論 VI	2	数学	
幾何学特論 I	2	数学	
幾何学特論 II	2	数学	
幾何学特論 III	2	数学	
幾何学特論 IV	2	数学	
幾何学特論 V	2	数学	
幾何学特論 VI	2	数学	
代数学特論 I	2	数学	
代数学特論 II	2	数学	
代数学特論 III	2	数学	
代数学特論 IV	2	数学	
代数学特論 V	2	数学	
代数学特論 VI	2	数学	
数学輪講 I	3	数学	
数学輪講 II	3	数学	

授 業 科 目	単位数	教科	備考
数学輪講 III	3	数学	
数学輪講 IV	3	数学	
数学輪講 V	3	数学	
数学輪講 VI	3	数学	
数学輪講 VII	3	数学	
数学輪講 VIII	3	数学	
数学輪講 IX	3	数学	
数学輪講 X	3	数学	
数学輪講 X I	3	数学	
数学輪講 X II	3	数学	
数学輪講 X III	3	数学	
数学輪講 X IV	3	数学	
特別研究	12	***	対象外
電気電子システム工学コース			
電機制御特論	2	工業	
電力工学特論	2	工業	
エネルギー制御特論	2	工業	
先端計算機工学特論	2	工業	
超伝導集積回路工学特論	2	工業	
マイクロ波回路特論	2	工業	
電磁波工学特論	2	工業	
電磁界解析特論	2	工業	
光エレクトロニクス物性特論	2	工業	
先端エレクトロニクス材料特論	2	工業	
情報通信システム特論	2	工業	
デジタルシステム特論	2	工業	
光波センシング特論	2	工業	
電子応用計測特論	2	工業	
スマートセンシング特論	2	工業	
人間支援システム特論	2	工業	
量子光デバイス工学特論	2	工業	
有機半導体工学特論	2	工業	
半導体工学特論	2	工業	
電気電子工学特別講義	2	工業	
電気電子工学輪講	1	工業	
電気電子工学特別研究 I	6	***	対象外
電気電子工学特別研究 II	6	***	対象外
情報システム工学コース			
人間機械システム特論	2	情報	
計算機ネットワーク特論	2	情報	
数値解析特論	2	情報	
信号処理特論	2	情報	
光情報工学特論	2	情報	
離散アルゴリズム特論	2	情報	
形式的手法特論	2	情報	
サイバーセキュリティ特論	2	情報	
複雑系フォトンクス特論	2	情報	
センシングシステム特論	2	情報	
画像応用システム特論	2	情報	
確率の情報処理特論	2	情報	
知識表現特論	2	情報	
生命情報工学特論	2	情報	
組込みリアルタイムシステム特論	2	情報	
情報処理特別演習	4	***	対象外
プログラミング特別演習 I	2	***	対象外
プログラミング特別演習 II	2	***	対象外
インターンシップ特別演習	2	***	対象外
プレゼンテーション特別演習	2	***	対象外
情報システム工学輪講 I	1	情報	
情報システム工学輪講 II	1	情報	

授 業 科 目	単位数	教科	備考
情報工学特別研究Ⅰ	6	***	対象外
情報工学特別研究Ⅱ	6	***	対象外
機械科学系専攻			
コース共通科目			
材料力学特論	2	工業	
生産工学特論	2	工業	
精密工学特論	2	工業	
流体力学特論	2	工業	
熱エネルギー特論	2	工業	
マンマシンインターフェイス特論	2	工業	
機械システム制御特論	2	工業	
機械工学コース			
トランスファー・エンジニアリング特論	2	工業	
破壊力学特論	2	工業	
材料工学特論	2	工業	
材料評価工学特論	2	工業	
加工物性特論	2	工業	
機械運動学特論	2	工業	
気体力学特論	2	工業	
機械工学輪講Ⅰ	1	工業	
機械工学輪講Ⅱ	1	工業	
機械工学輪講Ⅲ	1	工業	
機械工学輪講Ⅳ	1	工業	
機械工学特別研究Ⅰ	3	***	対象外
機械工学特別研究Ⅱ	3	***	対象外
メカノロボット工学コース			
ロボティクス特論	2	工業	
メカトロニクスシステム特論	2	工業	
バイオロボット工学特論	2	工業	
機械力学特論	2	工業	
動システム解析特論	2	工業	
ロボット設計学特論	2	***	対象外
メカノロボット工学輪講Ⅰ	1	工業	
メカノロボット工学輪講Ⅱ	1	工業	
メカノロボット工学輪講Ⅲ	1	工業	
メカノロボット工学輪講Ⅳ	1	工業	
メカノロボット特別研究Ⅰ	3	***	対象外
メカノロボット特別研究Ⅱ	3	***	対象外
環境システム工学系専攻			
コース共通科目 (A群)			
環境総論 (E)	2	理科	
地盤環境工学特論	2	工業	
地盤環境工学特論(E)	2	工業	
環境振動・音響学(E)	2	工業	
※科学技術英語特論Ⅰ	※1	***	対象外
※科学技術英語特論Ⅱ	※1	***	対象外
※科学技術英語特論Ⅲ (E)	※1	***	対象外
※国際工学資格 (FE資格)	※1	***	対象外
景観計画論 (E)	2	理科	
気候と社会 (E)	2	理科	
アドヴァンスト・インターンシップ	2	***	対象外
環境社会基盤国際コース専門科目 (B群)			
Finite Element Analysis(JE)	2	工業	
地盤材料学 (E)	2	工業	
地形プロセス学特論 (E)	2	工業	
地圏システム工学(JE)	2	工業	
地盤地震工学特論 (E)	2	工業	
振動波動解析学特論(JE)	2	工業	
耐震工学特論 (E)	2	工業	
構造振動の実践シミュレーション(JE)	2	工業	

授 業 科 目	単位数	教科	備考
構造振動論 (E)	2	工業	
橋梁デザイン(JE)	2	工業	
建設材料特論 (E)	2	工業	
非線形構造解析学特論(E)	2	工業	
水圏数値解析学(E)	2	工業	
水圏工学実践(JE)	2	工業	
交通システム特論 (E)	2	工業	
地域・都市計画エクササイズ	2	工業	
地震構造学 (E)	2	工業	
地震動特論 (JE)	2	工業	
建設マネジメント (E)	2	工業	
社会基盤特別研究Ⅰ	4	***	対象外
社会基盤特別研究Ⅱ	6	***	対象外
社会基盤特別研究Ⅲ	10	***	対象外
インターナショナルコミュニケーション	2	***	対象外
環境制御システムコース専門科目 (C群)			
社会調査データ分析 (E)	2	理科	
資源循環制御科学	2	理科	
環境制御生物学	2	理科	
生物代謝工学	2	***	対象外
環境応用光学	2	理科	
システム制御	2	理科	
エネルギー変換材料	2	理科	
環境化学技術特論	2	理科	
流域圏環境システム論	2	***	対象外
気候変動と生態系 (E)	2	***	対象外
土壌・地下水汚染評価	2	***	対象外
環境倫理	2	***	対象外
環境地質学	2	***	対象外
水環境工学	2	***	対象外
課題抽出法・実験計画法	2	***	対象外
地域環境保全エキスパート養成インターンシップ	2	***	対象外
物質循環制御特別輪講Ⅰ	1	理科	
物質循環制御特別輪講Ⅱ	1	理科	
環境総合評価特別輪講Ⅰ	1	理科	
環境総合評価特別輪講Ⅱ	1	理科	
応用生態工学特別輪講Ⅰ	1	理科	
応用生態工学特別輪講Ⅱ	1	理科	
遺伝子環境工学特別輪講Ⅰ	1	理科	
遺伝子環境工学特別輪講Ⅱ	1	理科	
都市基盤工学特別輪講Ⅰ	1	理科	
都市基盤工学特別輪講Ⅱ	1	理科	
環境センシング特別輪講Ⅰ	1	理科	
環境センシング特別輪講Ⅱ	1	理科	
エコ・エレクトロニクス特別輪講Ⅰ	1	理科	
エコ・エレクトロニクス特別輪講Ⅱ	1	理科	
環境制御システム特別研究Ⅰ	6	***	対象外
環境制御システム特別研究Ⅱ	6	***	対象外

研究不正の防止について

埼玉大学大学院理工学研究科では、研究活動の不正行為（研究費の不正使用を含む）を防止するため学生にコンプライアンス教育を実施しています。詳しくは別途連絡されますが、連絡が来たら学生は必ず受講し、修了証を提出してください。

注意

（以下は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定 より抜粋）

得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用が、不正行為に該当する。このほか、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどが不正行為として認識されるようになってきている。

- ① 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- ② 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- ③ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

3. 博士後期課程

(次ページから)

修了認定・学位授与の方針

博士後期課程においては、所定の教育課程を修め、専攻する専門領域について、研究面で成果を挙げ、求められる能力を獲得し資質を涵養した者に、博士（学術、理学又は工学）の学位を授与する。

教育課程編成・実施の方針

博士後期課程においては、博士前期課程との連続性を重視する立場から、適切な教育課程を編成し、「修了認定・学位授与の方針」にかなう質の高い教育を実施する。

そのため、理工学研究科に理工学専攻を設置し、そこに生命科学コース、物質科学コース、数理電子情報コース、人間支援・生産科学コース、環境科学・社会基盤コース、連携先端研究コースを置く。学生は1年次よりいずれかのコースに所属し、指導教員を定め、研究課題を決めて博士論文を完成させることを目標に研究に励むことになる。学生は、各コース毎に開講される専門科目の授業を受講する。

博士論文は、複数教員からなる審査委員会で審査しその合否を判定する。また、各科目の評価は教員が学生に示した到達目標を学生がどの程度達成したかで評価する。評価はグレートポイント(GP)で行い、それらの平均値をGPAとして平均成績の評価を行う。

Diploma Policy for Doctoral Program in Graduate School of Sciences and Engineering

In Doctoral Program, the doctoral degrees (of philosophy, science or engineering) are awarded the students completing the given curriculum, acquiring the required abilities, cultivating the qualities for the majoring fields, and who contribute to the research.

Curriculum Policy for Doctoral Program in Graduate School of Sciences and Engineering

In Doctoral Program, we offer appropriate curriculum for high-quality education that meets the diploma policy of Graduate School, on the standpoint of emphasizing the continuity with the field majoring in Master's Program.

For this purpose, we have Programs in Science and Engineering in Graduate School of Science and Engineering, and place Course in Life Science, Course in Material Science, Course in Mathematics Electronics and Informatics, Course in Mechanical Engineering and Science, Course in Environmental Science and Infrastructure Engineering, and Course in Joint Frontier Studies. Each student belongs to one of the courses from the first year, according to their majoring field, decides an academic advisor, and determines the research topic to complete his/her doctoral thesis which is the goal of the program. Each student takes advanced subjects offered by each course.

The doctoral thesis is judged by a committee of referees who are faculty members. The evaluation of each subject is given based on the student's achievement of the reaching objectives that professors showed the students. The scores are given as grade points (GP), and the average grade (GPA) is given as the evaluation of the average achievement.

教育目的と達成目標

1. 教育目的

博士後期課程においては、前期課程までに培ってきた基礎から応用にあたる学力をもとに、専門分野の深い知識と洞察力、絶えず自己研鑽を行う能力、基礎分野や関連分野への理解とこれらを柔軟に応用できる能力を磨くことを通して、次のような人材を育成することを教育目的とする。

- (1) 学問潮流や新しい社会と産業の動向に対応できる広範な知識を有し、学問の新領域または新技術・新産業を創出することのできる独創性の高い研究者・高級技術者
- (2) 科学技術の急速な進展にも対応できる十分な基礎学力と俯瞰的視野を併せ持つ国際的な活躍のできる社会人研究者・高級技術者や、自国におけるリーダーとして活躍できる外国人研究者・高級技術者

2. 達成目標

修了生が以下の能力を修得することを達成目標とする。

- (1) 基盤的あるいは学際的な研究計画を提起し、その中核となって推進する能力
- (2) 理工学の諸分野で最先端の研究を行い、その成果を国際的に発信する能力
- (3) 福祉や国際化産業社会の要請・需要に応じた研究課題を立案・遂行し、創造的な結果を出しうる能力
- (4) 地球的視野と歴史的視野で新しい科学・技術上の問題を把握し判断できる能力

[生命科学コース]

21世紀は、遺伝子組換え作物、クローン生物、再生医療など、生物学が解決しなければいけない問題をかかえている。これらの社会的ニーズに応えるため、多様な生命現象に関する、分子、遺伝子、細胞、組織、器官、および個体レベルでの研究・教育を通して、当該分野における最先端の専門知識に裏付けられた、優れた問題解決能力を有し、基礎生命科学の発展およびその応用に貢献できる独創的な研究者の養成を目指す。

[物質科学コース]

素粒子から巨視的物質にいたるあらゆる階層の物質系における構造・相互作用・機能・反応に関する科学と科学技術、およびその工学的応用に関わる理論的・実験的研究に基づいた研究教育を通して、物理学および化学とその周辺について広い視野をもち、社会的責任を自覚し、自ら問題を設定してそれを解決する能力と国際社会で活躍できる力を備え、新しい科学技術の発展に貢献しうる研究者・高度技術者の養成を目指す。

[数理電子情報コース]

数理電子情報分野における理論・ハードウェア・ソフトウェアの専門的知識や能力を踏まえ、それらをさらに極めるとともに、幅広い視野をもって各分野の技術を有機的に結合して独創性の高い研究が遂行できる能力を有し、世界的にも学界や産業界を主導していける優れた指導力を持つ研究者を養成することを目指す。

Educational Purpose and Objective

1. Educational Purpose

The purpose of our doctoral course is to build on the fundamental academic skills our students developed in their master's courses, which range from basic to applied research, and help them develop a high level of knowledge and insight in their respective fields of specialization, the ability to constantly brainstorm, an understanding of their basic fields of interest and related fields, and the ability to flexibly apply all their knowledge in new situations.

We strive to cultivate students who have a broad knowledge base and can adapt to changing academic currents and new trends in society and industry. We also strive to foster highly creative researchers and practitioners who can till the seeds of new academic disciplines, new technologies, and new industries. Moreover, we are developing working researchers and practitioners who have both the fundamental academic skills and broad perspectives needed to adapt to rapid developments in science and technology as well as foreign researchers and practitioners who are internationally savvy and can take on leadership roles in their own countries.

2. Educational Objective

Our objective is to ensure that all graduates possess the following skills:

- (1) The ability to develop basic or interdisciplinary research plans and take the lead in promoting those plans
- (2) The ability to conduct advanced research in various fields in science and engineering and disseminate their findings internationally
- (3) The ability to propose and conduct research on topics that meet the needs of welfare programs and a globalized industrial society, and to produce innovative results.
- (4) The ability to identify and judge the importance of new academic and technological problems from both global and historical perspectives

Course in Life Science

In the 21st century, we face problems that will require biological solutions, including genetically modified products, cloning, and regenerative medicine. To meet these needs, this course carries out research and education in a diverse range of biological phenomena at the molecular, genetic, cellular, organizational, organic, and whole-body levels in an effort to cultivate innovative researchers who contribute to the development of life science with advanced specialized knowledge and the ability to resolve problems in these fields.

Course in Material Science

This course promotes research and education based on science related to the structures, interactions, functions, and reactions of material systems at all levels, from elementary particles to macro materials, as well as theoretical and applied research on those sciences. The goal of this course is to cultivate researchers and practitioners who are equipped with broad perspectives in the fields of physics, chemistry, and related fields; a sense of responsibility to society; the ability to identify and solve problems; the ability to be internationally engaged; and the ability to contribute to the development of new fields of science and technology.

Course in Mathematics, Electronics, and Informatics

The goal of this course is to cultivate researchers with specialized knowledge and skills related to theory, hardware, and software in the field of mathematics, electronics, and informatics; the ability to conduct highly innovative research from a broad perspective by organically linking technologies in various fields; and the ability to take strong leadership roles in their respective disciplines and industries on a global level.

[人間支援・生産科学コース]

生産科学技術および人間支援技術を核として、新たな機能を持つ人間親和型生産機械や人間支援機械システムなど、社会的要請に基づく新機能システムを創成する能力を有し、さらにこれらの技術分野を世界的に主導していける研究者および高級技術者を養成することを旨とする。

[環境科学・社会基盤コース]

自然環境や社会環境に対する人為の影響を解明し、持続可能な環境を構築する方法、すなわち、様々な環境問題や社会基盤整備に関する諸問題を自らの課題として認識し、現象のメカニズムを現代科学技術のあらゆる側面から多面的に解明するとともに、人間社会が自然生態系と共存しながら持続可能性を高めていくための有効な解決策をシステムとして構築することができる、優秀な研究者の養成を目指す。

[連携先端研究コース]

(1) 粒子宇宙科学領域

理化学研究所との連携により、本学における重イオン加速器から発生する粒子等を用いた実験的研究と、理研におけるおよび粒子検出器・宇宙線測定装置の開発研究を通して、わが国における原子核／宇宙線物理およびその周辺領域で中核的役割を担う若手研究者の養成を目指す。

(2) 融合電子技術領域

産業技術総合研究所との連携によって、本学におけるパワーエレクトロニクスの基幹デバイスに関する研究と、産業技術総合研究所における能動素子開発や電子システムインテグレーションに関する研究を融合することにより最先端の研究分野に関連した教育を行い、当該分野の研究者の養成を目指す。

(3) 脳科学領域

理化学研究所脳科学総合研究センターと連携して、脳科学の最先端の教育を行い、脳科学に重点を置く生命科学およびその関連分野において基礎から応用まで柔軟に対応できる能力を有し、これらの分野の研究の中核を担いつつ国際的に活躍できる研究者の養成を目指す。

3. 修了の認定の基準

理工学研究科（博士後期課程）教育目的及び達成目標に照らして、以下により学生が修得すべき高度な能力を有したことを判定し、博士の学位を授与する。

- ・原則として3年以上在学し、必要な研究指導を受けること。
- ・理工学専攻で定める修了要件により、12単位以上修得すること。
- ・博士の学位論文を提出し、論文審査と最終試験に合格すること。

Course in Mechanical Engineering and Science

This course aims to cultivate researchers and practitioners with the ability to create systems with new functions based on societal needs, such as human-friendly production machines with new functions and human support-oriented mechanical systems based on core production science technologies and human support technologies, and the ability to take a global lead in these fields of engineering.

Course in Environmental Science and Infrastructure Engineering

The goal of this course is to cultivate talented researchers who can understand the influence of human behavior on natural and social environments; identify issues related to methods of constructing sustainable environments, i.e., environmental problems and problems related to social infrastructure development; have a multifaceted understanding of mechanisms from diverse perspectives of contemporary science and technology; and construct effective solutions, in the form of systems, that will allow human communities to achieve greater sustainability while coexisting with natural ecological systems.

Course in Joint Frontier Studies

(1) Nuclear Physics and Astrophysics Area

By collaborating with the Institute for Physical and Chemical Research (RIKEN) to conduct experimental research in nuclear physics using particles generated by a heavy ion accelerator and to carry out research and development on particle detectors and cosmic ray detectors, we hope to cultivate young researchers who will play a central role in our country's work in nuclear physics, cosmic ray physics, and related fields.

(2) Interdisciplinary Electronic Technology Area

Working in partnership with the National Institute of Advanced Science and Technology (AIST), we strive to provide education and cultivate researchers in advanced research fields, combining research on core devices in high-power electronics with research being conducted at the AIST on active devices and electronic systems integration.

(3) Brain Science Area

In collaboration with the RIKEN Brain Science Institute (RIKEN BSI), we provide advanced education in brain science and cultivate researchers who have the ability to flexibly conduct basic and applied research in life science especially in brain science and related fields and can take a leading role in the world.

3. Degree Conferment Requirements

Students who fulfill the following criteria and who have been deemed to have acquired the advanced level of skills necessary based on the educational purpose and objective of the Graduate School of Science and Engineering (doctoral course) shall be awarded doctoral degrees.

- Students who have been enrolled for three years or longer and have received the necessary research guidance
- Students who have earned 12 or more credits pursuant to the completion requirements of the Science and Engineering Program
- Students who have submitted a doctoral dissertation and passed the dissertation review and final exam

理工学研究科(博士後期課程)学位論文および試験の審査・評価基準

博士後期課程では、学問上の重要な発見，革新的な学理の構築，科学・技術の分野における画期的な進歩などの研究成果に関し，研究課題に関連した専門分野の十分な知識、知見をもとに、研究の目的、方法、結果、考察等を学術的に適切に記述していることを学位論文審査の基準とする。試験では、学位論文を中心として関連のある専門分野における正確な知識および研究成果をわかりやすく発表する能力を備えていることを評価の基準とする。

Evaluation Standards for Dissertations or Final Defense in the Graduate School of Science and Engineering (Doctoral Course)

The doctoral dissertation shall describe the purpose of study, the methods, the results and the academic considerations. Also, the dissertation should discuss research implications including the new discoveries, the constructions of innovative theories or the revolutionary progress in the field of science or technology related to the dissertation theme. The evaluation standards for the final defense require the clear presentation of the research outcomes and the accurate knowledge relevant to the specialized field around the doctoral dissertation.

学則、規程、申合せ等の略称について

この履修案内で触れられる理工学研究科（博士後期課程）に関連のある大学院学則、規程、申合せ等については、いずれもこの冊子に正式の名称と全文を載せてあるが、『研究指導、修了要件及び履修方法』中の説明では、「学外研修の取扱い」を除いて、それぞれ次のような略称が用いられている。

国立大学法人埼玉大学大学院学則：「大学院学則」

国立大学法人埼玉大学学位規則：「学位規則」

国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科規程：「研究科規程」

国立大学法人埼玉大学大学院における他の大学院等で研究指導を受ける学生に関する規則：「他の大学院等での研究指導に関する規則」

理工学研究科（博士後期課程）における課程修了による学位の授与に関する取扱要項：「課程博士号授与に関する取扱要項」

理工学研究科（博士後期課程）における学位審査基準のめやす及び学位申請資格認定の標準手続きに関する申合せ：「学位審査基準のめやすと学位申請資格認定の標準手続き」

理工学研究科（博士後期課程）における指導教員の変更の取扱いに関する申合せ：指導教員変更の取扱い」

理工学研究科（博士後期課程）における転コースの取扱いに関する申合せ：「転コースの取扱い」

理工学研究科（博士後期課程）における学位論文の作成要領：「学位論文作成要領」

研究指導、修了要件及び履修に関する注意事項

(1) 研究指導の方法

研究指導の体制は、学生の希望する研究課題に応じて1名の主指導教員と2名以上の副指導教員を選任して、適切な指導体制を組織している。

ただし、これら指導教員のうち少なくとも1名は、本学の専任教員をもって充てることになっている（「研究科規程」第4条第3項参照）。

(2) 修了の要件と学位の種類

- 1) 修了の要件は、必要な修業年限以上在籍し、4単位以上の必修科目を含む12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて、学位論文を提出し、本研究科が行う学位論文審査及び最終試験に合格することである。なお、以上の修了要件を満たした者に博士の学位を授与する。

[参考規程等]

「大学院学則」第10条第3項、第31条第3項

「学位規則」第5条第2項、第6条、第8条第2項、第9条

「研究科規程」第19条

「課程博士号授与に関する取扱要項」第2条、第3条、第5条

「学位論文作成要領」

なお、講義と研究指導を受ける標準修業年限は3年であるが、短期間で優れた研究業績をあげたと認められ、かつ、所定の修了要件を充たした学生に対しては、最短1年以上または2年以上（修士を1年で修了した場合）の在籍年限で学位を授与することがある。

[参考規程等]

「大学院学則」第10条第3項、第31条第3項及び第4項

「学位審査基準のめやすと学位申請資格認定の標準手続き」

- 2) 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、学位論文の内容によって、学術、理学又は工学とする。

[参考規程等]

「学位規則」第2条第2項

Supervision, Requirements for Completing the Course, and Subjects to Study

(1) Process of Supervision

In accordance with the research theme each student wishes to study, for each student, a supervisor (Shu-Shido-Kyoin) and two or more co-supervisors (Fuku-Shido-Kyoin) are also appointed for organizing an adequate instruction system. At least one of the supervisor and the co-supervisors must be appointed from the full-time professors and associate professors of Saitama University.

(2) Requirements for Completing the Course and the Degree Conferred:

1) The requirements for completing the course are: Studying in the course for three years or longer (see below); taking 12 or more credits including four or more credits for compulsory subjects; receiving necessary research instructions; submitting the doctoral dissertation and passing the final defense of dissertation as well as final examination conducted by the department. The doctoral degree will be conferred to those who fulfilled all these requirements.

It should be noted that, although the standard studying period is defined to be three years, the doctoral degree may be conferred, after studying in the course for one year as the shortest period, or for two years or longer (to the students who have finished master's degree in one year), and have exhibited excellent research achievements during the short period of time and have already fulfilled the above requirements.

2) The Doctor of Philosophy (PhD) degree, the Doctor of Science (D.Sc.) degree or the Doctor of Engineering (D.Eng.) degree is conferred according to the content of the dissertation.

(3) 授業科目及び履修方法について

授業科目及び単位数は「研究科規程」別表2に定めるとおりである。

なお、修了に必要な12単位以上については、入学年度の履修案内に記載されている授業科目の中から修得しなければならない。

履修方法については、下記による。

授業科目	単位数	必修・選択	履修年次	修了に必要な単位数
専門科目	2	選択	1～3年次	6単位以上
特別演習Ⅰ	2	必修	1年次	2単位
特別研究Ⅰ	2	必修	1年次	2単位
特別演習Ⅱ	2	選択	2～3年次	2単位以上
特別研究Ⅱ	2	選択	2～3年次	
学外研修	2	選択	1～3年次	
教育研修	2	選択	1～3年次	
外国語	2	選択	1～3年次	
合 計				12単位以上

上表に掲げた専門科目、特別演習Ⅰ・Ⅱ、学外研修、教育研修、特別研究Ⅰ・Ⅱ及び外国語の授業科目の内容は、以下のとおりである。

1) 専門科目

理工学専攻が開講している専門分野の授業科目（講義）である。

2) 特別演習Ⅰ・Ⅱ

各教員が特別演習を開講することになっている。

主指導教員・副指導教員が指定するものを特別演習Ⅰとして取り扱い、これを必修科目とする。特別演習Ⅱは選択科目として2年次以降に履修すること。

3) 特別研究Ⅰ・Ⅱ

自らの研究の進め方や発表の仕方を検討したり、同一又は近接研究分野の他者の報告を聞いて討論するなど、専門家としての資質を養う目的を持つものである。

主指導教員・副指導教員が指定するものを特別研究Ⅰとして取り扱い、これを必修

(3) Subjects to Study

The subjects and the number of credit are summarized in Table 2 in the Regulations for the Graduate School of Science and Engineering. The credit required for completing the course are 12 or more. They should be taken from the subjects listed in the Guide to Curriculum of the year when each student follows admissions procedures.

Completion method is as follows:

Subject	Unit Credit	Compulsory/Elective	Completion period	Credit required for completion
Major subject	2	Elective	1st-3rd year	6 or more
Special Exercise -I	2	Compulsory	1st year	2
Special Study -I	2	Compulsory	1st year	2
Special Exercise -II	2	Elective	2nd-3rd year	2 or more
Special Study -II	2	Elective	2nd-3rd year	
Off-campus Training	2	Elective	1st-3rd year	
Teaching Training	2	Elective	1st-3rd year	
Foreign Language	2	Elective	1st-3rd year	
Total				12 or more

The major subject, special seminar I&II, special research I&II, off-campus training, teaching training and foreign language listed in the above table are defined as follows.

1) Major Subject

Lectures on specialized field are opened by the Science and Engineering department.

2) Special Exercise I&II

Each staff member opens respective Special Exercise . The Special Exercise specified by the supervisor or co-supervisors is treated as Special Exercise I which is compulsory. Special Exercise II is regarded as optional in the second or later year.

3) Special Study I&II

Special Study is opened by each staff member, and the aim of the Special Study is to cultivate the grounding in performing research, for instance, by examining the ways of advancing own research and of presenting the results, or by listening to presentations by others from the same field or from adjacent fields and discussing with them. The Special Study specified by the supervisor or co-supervisors is treated as Special Study I which is compulsory. Special Study II is regarded as optional in the second or later year.

とする。特別研究Ⅱは選択科目であるが、早期修了者以外は原則として2年次に履修すること。

4) 学外研修

主指導教員・副指導教員が認めた場合に、官公庁・企業等の研究機関において、特定の研究課題に関する実験始導、計画・設計等の実務訓練を受けるものである（「学外研修の取扱い」参照）。

ただし、通年2単位の演習に相当する時間以上のものでなければならない。

5) 教育研修

主指導教員・副指導教員の指導の下で、埼玉大学の学部又は博士前期課程の講義、演習等の一部について教育実習研修を行うものである。

ただし、通年2単位の演習に相当する時間以上のものでなければならない。

6) 外国語

論文を作成したり、国際会議で講演、聴取又は討論する能力を養うために設けられたものである。

(4) その他

1) 他の大学院等での研究指導について

教育上有益と認められた場合には、他の大学院や研究所等又は外国の大学院や研究所等で、特定の課題について研究指導を受けることができる（「大学院学則」第26条及び「他の大学院等での研究指導に関する規則」参照）。

2) 指導教員の変更について

やむを得ない事情により、主指導教員または副指導教員の変更の必要が生じた場合には、所定の手続きを取ること（「指導教員変更の取扱い」参照）。

3) 転コースについて

入学後1年以上を経て、研究上の理由により転コースを希望する場合は、所定の手続きを取ること（「転コースの取扱い」参照）。

4) Off-campus Training

Practicing training at governmental, municipal or private research institutions on advising experiments, planning or designing connected with the specified research theme may be permitted as Off-campus Training, only with the approval of the supervisor or co-supervisors.

The period of time spent for the Off-campus Training must be equal to or longer than that corresponding to the seminar of two credits per year.

5) Teaching Training

Teaching Training is defined as taking part in lectures or seminars in the undergraduate course or the master's course in Saitama University under the guidance of the supervisor or co-supervisors.

The period of time spent for the Teaching Training must be equal to or longer than that corresponding to the seminar of two credits per year.

6) Foreign Language (English)

This subject is opened for cultivating the ability to prepare scientific papers as well as the ability to present papers, listen to presentations, and to actively participate in discussion in international conferences.

(4) Others

1) Research instruction at other graduate schools

When admitted as educationally effective, it may be permitted to study at other domestic or foreign graduate schools or research institutions (Consult with the supervisor or co-supervisors).

2) Change of supervisor or co-supervisors

When it became necessary to change either of the supervisor or co-supervisors, you have to report it to the office of the graduate school (Consult with the supervisor or co-supervisors).

3) Changing to another course

Procedure for changing to another course due to the research reason may be possible after studying for one year (Consult with the supervisor or co-supervisors).

理工学研究科（博士後期課程）における課程修了による学位の授与に関する 取扱要項

（趣旨）

第1条 本学大学院理工学研究科（博士後期課程）における課程修了による学位の授与に関する取扱いについては、国立大学法人埼玉大学学位規則（以下「学位規則」という。）及び国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科規程（以下「研究科規程」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（学位論文等の提出）

第2条 学位規則第3条第3項の規定より学位の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

- | | |
|--------------------|---------------|
| （1）学位申請書（別紙様式第1号） | 1部 |
| （2）学位論文 | 4部（仮製本4部） |
| （3）学位論文要旨（別紙様式第2号） | 5部（電子データ、紙媒体） |
| （4）論文目録（別紙様式第3号） | 5部（電子データ、紙媒体） |
| （5）履歴書（別紙様式第4号） | 5部 |
| （6）承諾書（別紙様式第5号） | 共著者1名につき1部 |
| （7）その他参考論文等 | 4部 |

2 前項の提出期間は、次のとおりとする。

- （1）3月に学位の授与を受けようとする者は、12月1日から12月7日までの期間（土・日曜日を除く。）
- （2）9月に学位の授与を受けようとする者は、6月1日から6月7日までの期間（土・日曜日を除く。）

3 承諾書については、学位論文（主論文）の主要な内容が学位申請時に共著によりすでに刊行されている場合、又は学位授与予定日までに、或いは学位取得の日から1年以内に共著により刊行する予定である場合に提出するものとする。

（学位論文審査委員会）

第3条 学位規則第8条第2項に規定する学位論文審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、このうち1名以上は専任の教授をもって充てる。

- （1）主指導教員
- （2）学位論文の内容に関する分野の専任教員又は連携教員2名以上
- （3）その他の分野の専任教員又は連携教員1名以上

2 前項の専任教員は、博士後期課程研究指導又は研究指導の補助を担当する教員とする。

3 第1項第2号及び第3号の委員の選出は、学位の授与を受けようとする者が所属するコースのコース長の申請に基づき、コース会議の議を経て研究科教授会が行うものとする。

4 学位論文審査委員会に委員長を置くものとする。

（論文発表会）

第4条 学位論文審査委員会は、学位論文の審査の一環として、論文発表会を公開で開催するものとする。

2 論文発表会の日程等は、学位論文審査委員会が定め、これを開催日の1週間前までに公示するものとする。

Instructions regarding the Conferment of Academic Degrees after Course Completion
in the Graduate School of Science and Engineering (Doctoral Course)

Article 1: Overview

Matters pertaining to the conferment of academic degrees after course completion in the Saitama University Graduate School of Science and Engineering shall be governed by the Saitama University Degree Regulations (hereinafter referred to as “Degree Regulations”) and Saitama University Graduate School of Science Academic Guidelines (hereinafter referred to as “Academic Guidelines”).

Article 2: Submission of Dissertation

1. Students who wish to receive an academic degree pursuant to Clause 3, Article 3, of the Degree Regulations shall submit the following documents to the dean of the graduate school.

- | | |
|---|--------------------------------------|
| (1) Academic Degree Application (attached form No. 1) | 1 copy |
| (2) Dissertation | 4 copies
(with temporary binding) |
| (3) Dissertation summary (attached form No. 2) | 5 copies
(electronic and printed) |
| (4) Publication list (attached form No. 3) | 5 copies
(electronic and printed) |
| (5) Curriculum vitae (attached form No. 4) | 5 copies |
| (6) Written Consent Document (attached form No. 5) | 1 copy per a coauthor |
| (7) Cited articles or other materials | 4 copies |

2. Submission periods for the materials listed above shall be as follows:

- (1) Those wishing to receive an academic degree in March shall submit their materials between December 1 and December 7 (excluding weekends).
- (2) Those wishing to receive an academic degree in September shall submit their materials between June 1 and June 7 (excluding weekends).

3. If the main content of the dissertation has already been published in collaboration with coauthors at the time the academic degree application is made or if the main content is expected to be published by the time the academic degree is granted or within one year of the date that the academic degree would be granted, a letter of acceptance of all coauthors (form provided) shall be attached (acknowledging that the coauthors will not be allowed to apply for an academic degree for the same material).

Article 3: Examination Committee

1. The Examination Committee stipulated in Clause 2, Article 8, of the Degree Regulations shall be composed of those who fulfill the following criteria and with one or more being a full-time professor.

- (1) Supervisor
- (2) Two or more full-time or affiliated instructors specializing in the field related to the topic of the dissertation
- (3) One or more full-time or affiliated instructors specializing in other fields

2. The full-time instructors set forth in the preceding paragraph shall be instructors who is in charge of conducting research supervision or assisting research supervision in the doctoral course.

3. The selection of committee members referred to in Items 2 and 3 of Clause 1 above shall be made by the Professors meeting of Graduate School in consultation with the course council and based on a request by the course director in which the student applying for a degree is enrolled.

4. A member of the Examination Committee shall serve as chairperson.

Article 4: Final Defense

1. A final defense shall be given in public as part of the examination of the dissertation.

2. The date and time of the final defense shall be established by the Examination Committee and publicized at least one week before the date of the final defense.

(最終試験の通知)

第5条 学位論文審査委員会は、学位規則第9条及び研究科規程第19条に規定する最終試験の内容・方法・期日等を定め、これを試験日の1週間前までに学位を申請した者に通知するものとする。

(学位論文の審査及び最終試験の結果の報告)

第6条 学位論文審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、学位論文審査及び最終試験結果報告書(別紙様式第7号)を研究科長に提出するものとする。

Article 5: Final Examination Notice

The Examination Committee shall establish the content, method, and date of the final examination stipulated in Article 9 of the Degree Regulations and Article 19 of the Academic Guidelines and shall communicate this information to the student applying for a degree at least one week prior to the examination date.

Article 6: Reporting Results of Final Defense of Dissertation and Final Examination

When it has completed its final defense of dissertation and final examination, the Examination Committee shall submit a Report of the Examination Committee (attached form No. 7) to the dean of the graduate school.

※学位申請書等の各種届出様式は理工学研究科HP内に掲載しています。

(理工学研究科 TOP→在学生のみなさんへ→事務室からのお知らせ→各種様式について)

Visit the web site for download of the application forms.

(Saitama University→Graduate School of Science and Engineering→ Current Students

→From The School Office→ Forms for Applications and Registrations)

論文目録 (記入例)

コース名		氏名	
学位論文題目			
論文発表			
(1) レフェリー制のある学術雑誌 (別刷又は写を添付すること。)			
・ 著者名 (全員) ○○○○○○○○○ (題名) ○○学雑誌第○巻第○号○頁～○頁 (20○○年○○月発行に掲載)			
・ 著者名 (全員) ○○○○○○○○○ (題名) ○○学雑誌第○巻第○号○頁～○頁 (20○○年○○月発行に掲載予定)			
(2) その他			
・ 著者名 (全員) ○○○○○○○○○ (題名) ○○学雑誌第○巻第○号○頁～○頁 (20○○年○○月発行に掲載)			
口頭発表			
・ 著者名 (全員) ○○○○○○○○○ (題名) ○○学会 ○○大会 (20○○年○○月)			
(注) 「論文発表」及び「口頭発表」は、学位論文に直接関係のあるもののみとする。			

理工学研究科（博士後期課程）における学位審査基準のめやす及び 学位申請資格認定の標準手続きに関する申合せ

学位審査の基準及び学位申請資格の手続きについては、専攻分野による特殊性や相違もあることから、各コース又は学問分野ごとにその詳細を別に定めるものとするが、後期課程全体としてのめやす又は標準は、それぞれ次のようなものとする。

I 学位審査基準のめやす

1. 提出された学位論文が新しい重要な発見を含むか、又は真に独創性のある新しい理論又は方法に基づいていること。
2. 学位申請者が主著者（primary author）である、学位論文の内容に密接に関連した独創的な原著論文（original paper）が、審査制度（refereeing system）のある国際的学術誌或いは外国又は国内の学会誌等に1編以上印刷されているか又はすでに採択（accept）されていること。
3. 前項にかかわらず、学問分野によっては、上記に匹敵する評価を得ている学術誌等に印刷された原著論文を考慮に加えることができる。
4. 数理電子情報コース数学領域以外のコース・領域においては、以上に加えて、審査制度のある学術誌又は学会誌等或いはこれに準ずる学術誌等に印刷されているか又はすでに採択（accept）されている論文が1編以上あること。

II 学位申請資格認定の標準手続き

1. 学位申請資格の認定は、コース又は学問分野ごとに後期課程研究発表会を開催して行う。
2. 後期課程に在籍する学生についての学位申請資格の認定は、主指導教員及び副指導教員、並びに当該コース又は近接分野の教員の出席を得た後期課程研究発表会において行う。
3. 後期課程に在籍しない者についての学位申請資格の認定は、その者の専攻分野に最近接の分野の教員3名以上並びに近接分野の教員の出席を得た後期課程研究発表会において行う。
4. 学位申請資格の認定の可否は、後期課程研究発表会に出席した教員の意見を参考にしたうえ、主指導教員及び副指導教員（前項においては最近接分野の教員3名以上）の合議により判定する。ただし、標準修業年限（3年）を短縮して学位申請資格を認定する場合は、コース会議に諮り、その承認を得るものとする。

Information regarding Degree Examination Standards and Standard Procedures for Approving Eligibility for Academic Degree Applications in the Graduate School of Science and Engineering (Doctoral Course)

Details of degree examination standards and procedures for approving eligibility for academic degree applications are established elsewhere for each course and academic field based on the specific characteristics of each field of specialization. The stipulations below are general guidelines for all doctoral courses.

I. Academic Degree Examination Standards

1. Submitted dissertations shall include an important new discovery or be based on a genuinely innovative new theory or method.
2. The degree applicant shall be the primary author of at least one original paper that has been published in or accepted by an international academic journal with a refereeing system or a domestic or foreign academic society journal with a refereeing system. The contents of the original paper shall be tied closely to the dissertation.
3. Notwithstanding the statement above, original papers printed in academic journals that have been deemed comparable to those listed above may be taken into consideration, depending on the student's academic field.
4. In addition to the above, the applicant shall be an author of at least one original paper printed in or accepted for publication in an international academic journal, academic society journal, or comparable academic journal with a refereeing system.

II. Standard Procedures for Approving Eligibility for Academic Degree Applications

1. The approval of eligibility for academic degree applications shall be determined by pre-defense given in front of instructors of each course and academic department.
2. The approval of eligibility for degree applications submitted by students enrolled in a doctoral course shall be determined by pre-defense attended by the student's supervisor and co-supervisor as well as instructors of the same course or in related fields of study.
3. The approval of eligibility for academic degree applications for the Ph.D. by publication submitted by those who are not enrolled in a doctoral course shall be determined by pre-defense attended by three or more instructors majoring in the closest field of study and instructors in the related field of study to those who are going apply.
4. The decision to approve or reject an applicant's eligibility for an academic degree application shall be based on a consensus of the applicant's supervisor and co-supervisor (or three or more instructors majoring in the closest field of study, as stipulated in the previous statement) with due consideration given to the opinions of instructors attending the defense. However, when determining the eligibility for an academic degree application submitted by a student who is on a shorter-than-standard term of study (three years), the approval of the course council shall be obtained.

理工学研究科（博士後期課程）における学位論文の作成要領

本研究科博士後期課程において学位を申請しようとする者は、この論文作成要領により、学位論文を作成すること。なお、この要領に従わない場合は、申請を受理できず、また、学位の授与ができない場合もあるので、必ず主指導教員の点検を事前に受けること。

I 用いる言語

1. 英語又は日本語とすること。

II 学位申請時に提出する論文

1. 用紙は、A4白色紙を用い、縦位置で横書きとし、左綴じとすること。
2. 論文の表紙には、論文題名、専攻名、コース名、氏名を必ず記載すること。なお、論文が英語の場合は、題名の下に日本語の訳文をカッコ書きすること。
3. 論文は、タイプ、ワープロ、手書き又はこれらの複写として提出すること。ただし、手書きは、論文が日本語の場合のみとし、黒インク又は黒ボールペンを用いて清書し、外国語はすべてタイプ打ちとすること。
4. 論文の形式は、特に規定しないが、図、表、写真も含めて、それぞれの学問分野に普遍的な形式を標準とすること。ただし、必ず要旨を付けること。
5. 引用文献はすべて、著者（全員）、題名、学術雑誌名（又は書物名、編者、出版社、出版社所在都市など）、巻、頁（始頁－終頁）及び発表西暦年を明記すること。

III 学位審査終了後に提出する最終論文

1. 用紙は、A4白色紙を用い、縦位置で横書きとし、製本しないこと。
2. 論文の表紙及び中表紙には、論文題名、専攻名、コース名、指導教員名、氏名、年月（学位授与予定年月）を必ず記載すること。
3. 論文は、タイプ、ワープロ、又はこれらの複写とし、長期保存に耐えうるものとする。
4. 論文の形式は、特に規定しないが、図、表、写真も含めて、それぞれの学問分野に普遍的な形式を標準とすること。ただし、必ず要旨及び目次を付けること。
5. 引用文献はすべて、著者（全員）、題名、学術雑誌名（又は書物名、編者、出版社、出版社所在都市など）、巻、頁（始頁－終頁）及び発表西暦年を明記すること。

Dissertation Guidelines for the Graduate School of Science and Engineering (Doctoral Course)

Any student wishing to receive a degree for a doctoral course in this graduate school must write a dissertation in accordance with the Dissertation Guidelines. If the student does not adhere to these guidelines, his/her application for a degree shall not be considered, and he/she may not be awarded an academic degree for his/her work. It is therefore important that students have their dissertations checked by their supervisors before submission.

I. Acceptable Languages

1. Dissertations shall be written in either English or Japanese.

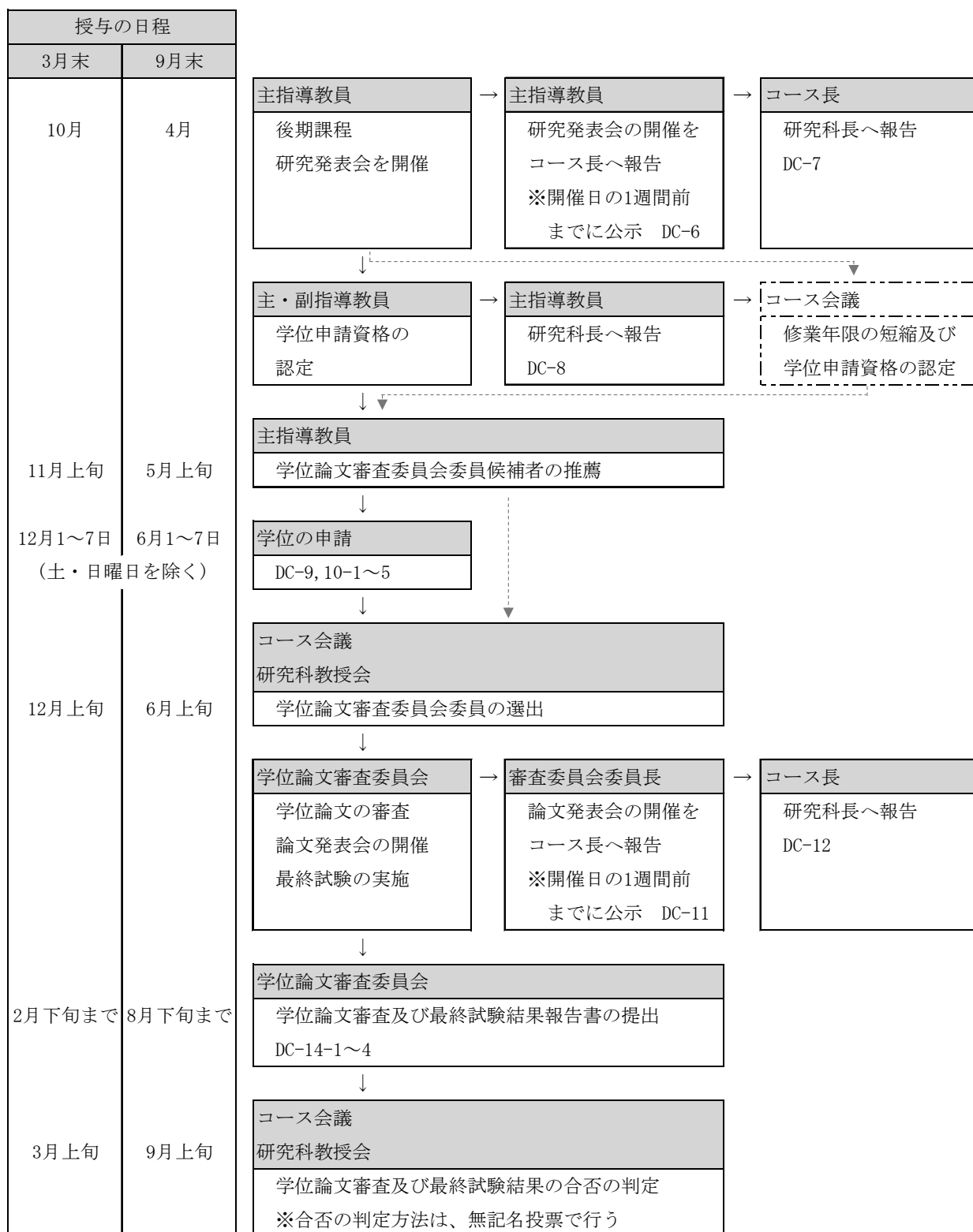
II. Dissertations Submitted for Academic Degree

1. Dissertations shall be written horizontally on white A4-size paper in portrait orientation and be in a left-bound style.
2. The cover page of a dissertation shall include the dissertation title, the student's major, the course name, and the student's name. If the dissertation is written in English, a Japanese translation of the title shall be provided in parentheses below the English title.
3. The dissertation may be typed, printed from a computer, or handwritten. Alternatively, a copy of any of the aforementioned formats may be submitted. However, handwritten dissertations shall be accepted only if written clearly in Japanese in black ink or black ballpoint pen. If written in a foreign language, all words shall be typed.
4. There are no particular rules regarding the format of the dissertation, but universal formatting standards used in each academic field shall be met for all text, including figures, tables, and photos. However, a summary must always be included.
5. All citations shall include the name of the author(s), title of the work, title of the academic journal (or book title, editor, publishing company, and city in which the publishing company is located), volume, page (first–last), and year of publication.

III. Final Dissertations Submitted after Degree Examination Is Complete

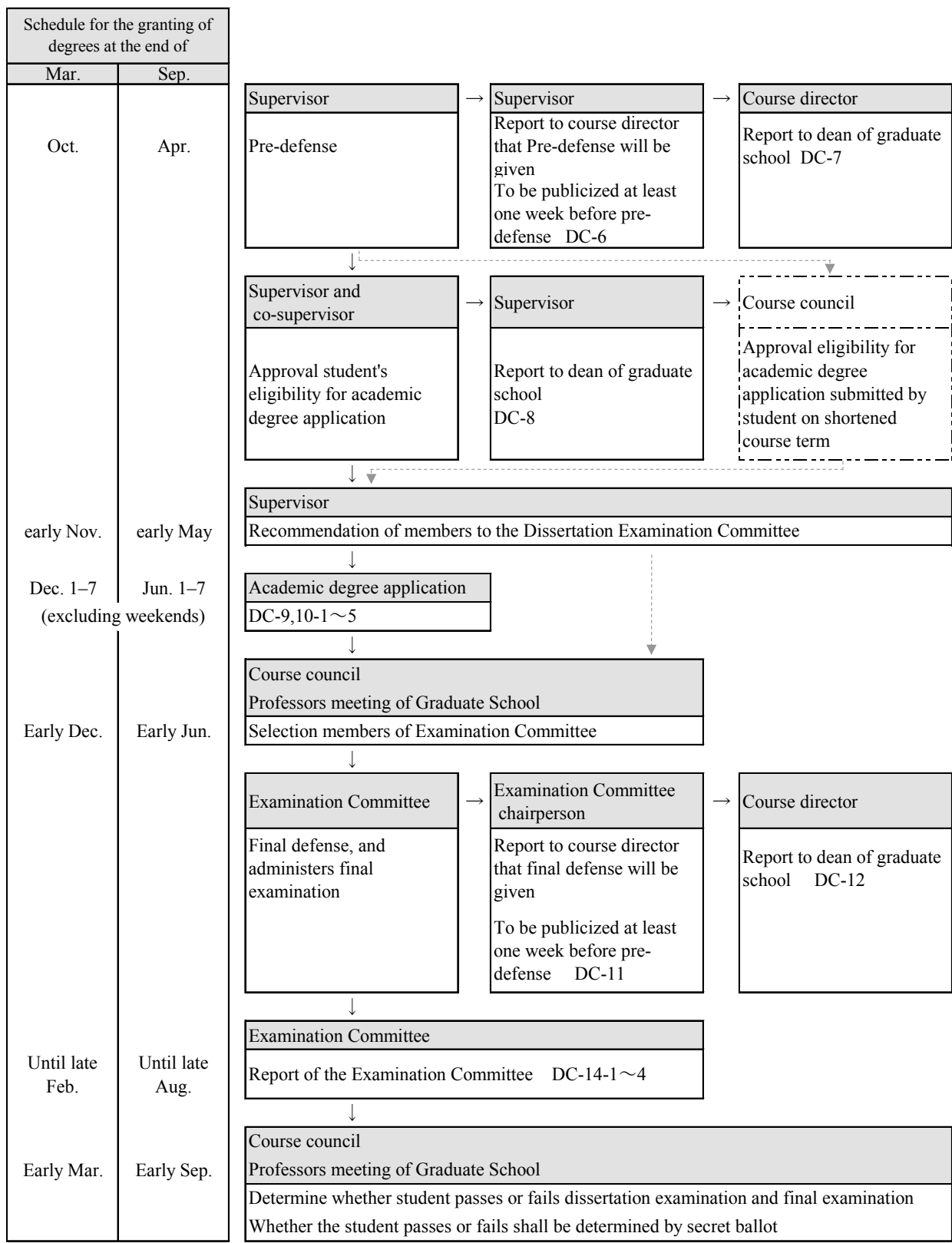
1. Final dissertations shall be written horizontally on white A4-size paper in portrait orientation and be submitted unbound.
2. The cover page and top pages of a dissertation shall include the dissertation title, the student's major, the course name, the supervisor's name, the student's name, and the month and year in which the degree is expected to be conferred.
3. The dissertation may be typed or printed from a computer. Alternatively, a copy of any of the aforementioned formats may be submitted to ensure long-term storage.
4. There are no particular rules regarding the format of the dissertation, but universal formatting standards used in each academic field shall be met for all text, including figures, tables, and photos. However, a summary and publication list must always be included.
5. All citations shall include the name of the author(s), title of the work, title of the academic journal (or book title, editor, publishing company, and city in which the publishing company is located), volume, page (first–last), and year of publication.

理工学研究科（博士後期課程）における課程修了による学位の授与に関する取扱い



※ 図中の“DC-”表記は、指定の様式番号を示す。
 手続きの様式は、理工学研究科ホームページよりダウンロードすること。
 (理工学研究科TOP→在学生のみなさんへ→事務室からのお知らせ→各種様式について)

The Conferment of Academic Degrees after Course Completion in the Graduate School of Science and Engineering (Doctoral Course)



※Visit the web site for download of the application forms “DC- “. (Saitama University→Graduate School of Science and Engineering →For Students→Notices from the Administrative Office→Forms)

理工学研究科（博士後期課程）における指導教員の変更の取扱いに関する申合せ

国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科規程第4条第3項に定める主指導教員及び副指導教員については、入学試験の合格判定時に、入学志願者の希望を考慮しながら、コース会議の議を経て研究科教授会において決定されるが、やむを得ない事情により主指導教員又は副指導教員の変更の必要が生じた場合の取扱いは、次のとおりとする。

1. 当該学生の主指導教員は、変更しようとする主指導教員又は副指導教員となる教員の上承を予め得ておくものとする。
2. 当該学生は、指導教員変更届（別紙様式）を主指導教員及びコース長の承認を得て研究科長に届け出る。
3. コース長は、これをコース会議に諮り、その了承を得る。
4. 研究科長は、受理した変更届の内容について研究科教授会に報告するものとする。

Information on Changing Supervisors in the Graduate School of Science and Engineering (Doctoral Course)

The supervisor and co-supervisor referred to in Article 4, Clause 3, of the Academic Guidelines of Saitama University Graduate School of Science and Engineering are to be determined by the Professors meeting of Graduate School in consultation with the course council and with consideration given to the request of the candidate enrollee at the time he/she passes his/her entrance examination. However, if circumstances require that the student's supervisor or co-supervisor be changed, the following steps shall be taken.

1. The student's supervisor shall obtain the consent of the instructor who will serve as the student's new supervisor or co-supervisor in advance.
2. The student shall submit an Application for a Change of Supervisor (form provided elsewhere) to the dean of the graduate school after obtaining approval from the supervisor and the course director.
3. The course director shall report this change to the course council and obtain its approval.
4. The dean of the graduate school shall report the content of the change report to the Professors meeting of Graduate School.

理工学研究科（博士後期課程）における転コースの取扱いに関する申合せ

学生が転コースを希望した場合の取扱いは、次のとおりとする。ただし、在学期間が1年を超えないかぎり、転コースはできない。

1. 転コースを希望する学生は、主指導教員の承認を得て、転コース願（所定の様式による。）を研究科長に提出しなければならない。
2. 転コース願が提出された場合、研究科長は、当該学生が所属するコース及び転コースを希望するコースの両コース会議にその可否を諮るものとする。
3. 両コース会議の了承が得られた場合に限り、研究科教授会の議を経て、転コースを許可することができる。
4. 転コースが許可されたことに伴う指導教員の変更は、転コースするコースのコース会議の議を経て行うものとし、その了承に従い、当該学生が指導教員変更届（所定の様式による。）を研究科長に提出するものとする。この場合、旧コース時の主指導教員が副指導教員として留まることを妨げない。
5. 転コースに伴う指導教員変更届の内容の研究科教授会に対する報告は、通常の指導教員変更の場合に準じて研究科長が行うものとする。

Information on Changing Courses in the Graduate School of Science and Engineering (Doctoral Course)

If a student wishes to change courses, the following steps shall be taken. However, a student cannot change courses during his/her first year of study.

1. Any student wishing to change courses shall obtain the consent of his/her supervisor and submit an Application for a Change of Course (using the prescribed form) to the dean of the graduate school.
2. Once the Application for a Change of Course is submitted, the dean of the graduate school shall consult with the course council of the student's current course and the course council of the student's requested course regarding the student's wishes.
3. If the consent of both course councils is obtained, the course change can be approved following consultation with the Professors meeting of Graduate School.
4. A change of courses will necessitate a change of supervisors, which shall be made in consultation with the course council of the student's new course. Upon receiving the council's consent, the student shall submit an Application for a Change of Supervisor (using the prescribed form) to the dean of the graduate school. In such cases, there is nothing preventing the student's old supervisor from serving as the student's new co-supervisor.
5. The dean of the graduate school shall report the change of supervisors resulting from the course change to the Professors meeting of Graduate School, as is done in the case of an ordinary change of supervisors.

特別研究 I ・ II の単位認定の取扱い

学位取得の促進に関して、副指導教員の指導を徹底する意味で、研究の中間報告会を行い、それを特別研究 I 、 II の単位とする。

(様式)

特別研究 (I ・ II) 研究中間報告書

令和 年 月 日

コース長 殿

コース名 : 学籍番号 : 氏 名 :

研究題目名 :

1. 研究の経過と方針

2. 研究成果の発表および発表予定

《以下指導教員記載》

評価 (評点または G P) _____

講評 :

報告会開催日時 :

主指導教員 :

副指導教員 :

※特別研究 I あるいは II を開始 (10 月入学者は 10 月) 後、1 年経過する試験期間に主指導教員が理工研係に提出する。

学外研修の取扱い

学生が学外研修を希望した場合の取扱いは、次のとおりとする。

1. 学外研修を希望する学生は、主指導教員又は副指導教員に申し出る。
2. 主指導教員又は副指導教員は、研修先と連絡をとり、実施可能な場合は、学生にその旨連絡する。
3. 学生は別紙「学外研修計画書」を主指導教員及び副指導教員の承認を得て、大学院理工学研究科支援室へ提出する。
4. 大学院理工学研究科支援室は、研究科長名で研修先へ学外研修の依頼をする。
5. 学外研修を終了した学生は、別紙「学外研修報告書」を主指導教員に提出する。
6. 主指導教員は、「学外研修報告書」に基づき副指導教員と協議して単位の認定を行い、単位認定票及び学外研修報告書を大学院理工学研究科支援室へ提出する。
7. 大学院理工学研究科支援室は、成績を学生に交付する。

Off-Campus Training Opportunities

If a student wishes to train off campus, the following steps shall be taken.

1. Students wishing to participate in off-campus training shall notify their supervisors or co-supervisors of their wishes.
2. If a supervisor or co-supervisor contacts a training provider and determines that a training opportunity is feasible, the supervisor shall notify the student of that opportunity.
3. The student shall obtain the approval of his/her supervisor and co-supervisor for his/her Off-Campus Training Plan (form provided elsewhere) and submit it to the Graduate School of Affairs Section.
4. The Graduate School of Affairs Section shall issue a request to the training provider for a training opportunity for the student in the name of the dean of the graduate school.
5. Upon completion of the off-campus training, the student shall submit an Off-Campus Training Report (form provided elsewhere) to his/her supervisor.
6. Based on the Off-Campus Training Report, the supervisor shall consult with the co-supervisor, grant approval for credits, and submit an academic credit approval slip and the Off-Campus Training Report to the Graduate School of Affairs Section.
7. The Graduate School of Affairs Section shall grade the student.

理工学研究科（博士後期課程）における論文提出による学位の授与に関する取扱要項

（趣旨）

第1条 本学大学院理工学研究科（博士後期課程）における論文提出による学位の授与に関する取扱については、国立大学法人埼玉大学学位規則（以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（学位申請の資格）

第2条 学位規則第3条第4項の規定により学位の授与を申請することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- （1）本研究科（博士後期課程）において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けて退学した者
- （2）大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した後、4年以上の研究歴を有する者
- （3）大学を卒業した後、6年以上の研究歴を有する者
- （4）前各号に掲げる者のほか、コース会議の議を経て研究科教授会において資格があると認められた者

2 前項第2号及び第3号にいう研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。

- （1）大学の専任教員として研究に従事した期間
- （2）大学の研究生として研究に従事した期間
- （3）大学院の学生として在学した期間
- （4）官公庁、会社等において研究に従事した期間
- （5）その他、コース会議の議を経て研究科教授会において認められた期間

（学位論文等の提出）

第3条 学位規則第3条第4項の規定により学位の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

- | | |
|------------------------|---------------|
| （1）学位申請書（別紙様式第1－2号） | 1部 |
| （2）学位論文 | 4部（仮製本4部） |
| （3）学位論文要旨（別紙様式第2－2号） | 5部（電子データ、紙媒体） |
| （4）論文目録（別紙様式第3－2号） | 5部（電子データ、紙媒体） |
| （5）履歴書（別紙様式第4－2号） | 5部 |
| （6）最終出身大学（院）の卒業（修了）証明書 | 1部 |
| （7）承諾書（別紙様式第5－2号） | 共著者1名につき1部 |
| （8）その他参考論文等 | 4部 |

2 前項の提出期間は、6月1日から6月7日まで又は12月1日から12月7日までの期間（いずれも土・日曜日を除く。）とする。

3 承諾書については、学位論文（主論文）の主要な内容が学位申請時に共著によりすでに刊行されている場合、又は学位授与予定日までに、或いは学位取得の日から1年以内に共著により刊行する予定である場合に提出するものとする。

Instructions regarding the Conferment of Academic Degrees for Ph.D. by Publication in the Graduate School of Science and Engineering (Doctoral Course)

Article 1: Overview

Matters pertaining to the conferment of academic degrees for Ph.D. by Publication in the Saitama University Graduate School of Science and Engineering (doctoral course) shall be governed by the Saitama University Degree Regulations (hereinafter referred to as the “Degree Regulations”).

Article 2: Eligibility for Academic Degree Applications

1. Those who fulfill one of the following criteria are eligible to apply their degrees pursuant to stipulations in Clause 4, Article 3, of the Degree Regulations.
 - (1) Has left the Graduate School of Science and Engineering (doctoral course) after having been enrolled in the graduate school for the prescribed period, having obtained the prescribed number of credits, and having received the necessary research guidance
 - (2) Has a research career of four or more years after having completed a master’s degree course at a graduate school
 - (3) Has a research career of six or more years after having graduated from a university
 - (4) Has been deemed eligible for a degree application by the Professors meeting of Graduate School in consultation with the relevant course council due to qualifications that fall outside the above criteria
2. The research career stipulated above in Items 2 and 3 refers to the following:
 - (1) A period in which the individual conducted research as a full-time professor at a university
 - (2) A period in which the individual conducted research as a research student at a university
 - (3) A period in which the individual was enrolled as a graduate student
 - (4) A period in which the individual conducted research for a government agency, company, etc.
 - (5) A period of time other than those listed above that has been approved by the Professors meeting of Graduate School in consultation with the relevant course council

Article 3: Submission of Dissertation

1. Students who wish to receive an academic degree pursuant to Clause 4, Article 3, of the Degree Regulations shall submit the following documents to the dean of the graduate school.

(1) Academic Degree Application (attached form No. 1-2)	1 copy	
(2) Dissertation	4 copies	(with temporary binding)
(3) Dissertation summary (attached form No. 2-2)	5 copies	(electronic and printed)
(4) Publication list (attached form No. 3-2)	5 copies	(electronic and printed)
(5) Curriculum vitae (attached form No. 4-2)	5 copies	
(6) Certificate of graduation (or completion) from the latest university (or graduate school) attended	1 copy	
(7) Written Consent Document (attached form No. 5-2)	1 copy per a coauthor	
(8) Cited articles or other materials	4 copies	
2. Periods for the submission of materials listed above shall be June 1–7 and December 1–7 (excluding weekends in both periods).
3. If the main content of the dissertation has already been published in collaboration with coauthors at the time the academic degree application is made or if the main content is expected to be published by the time the academic degree is granted or within one year of the date that the academic degree would be granted, a letter of acceptance of all coauthors (form provided) shall be attached (acknowledging that the coauthors will not be allowed to apply for an academic degree for the same material).

(学位論文審査委員会)

第4条 学位規則第8条第2項に規定する学位論文審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、このうち1名以上は専任の教授をもって充てる。

- (1) 学位論文の内容に最近接の分野の専任教員又は連携教員1名
- (2) 学位論文の内容に関する分野の専任教員又は連携教員2名以上
- (3) その他の分野の専任教員又は連携教員1名以上

2 前項の専任教員は、博士後期課程研究指導又は研究指導の補助を担当する教員とする。

3 第1項各号の委員の選出は、学位論文の内容に最近接の分野を含むコースのコース会議の議を経て候補者を選出し、研究科教授会が行うものとする。

4 学位論文審査委員会に委員長を置くものとする。

(論文発表会)

第5条 学位論文審査委員会は、課程修了による学位取扱要項第4条に準じて論文発表会を開催するものとする。

(試験及び学力の確認の通知)

第6条 学位論文審査委員会は、学位規則第10条に規定する試験及び同第11条に規定する学力の確認を行い、その内容・方法・期日等を定め、これをそれぞれの実施日の1週間前までに学位を申請した者に通知するものとする。

(学位論文の審査及び最終試験の結果の報告)

第7条 学位論文審査委員会は、学位論文の審査及び試験並びに学力の確認が終了したときは、学位論文審査及び試験並びに学力の確認結果報告書(別紙様式第7-2号)を研究科長に提出するものとする。

Article 4: Dissertation Examination Committee

1. The Dissertation Examination Committee stipulated in Clause 2, Article 8, of the Degree Regulations shall be composed of those who fulfill the following criteria, with one or more being a full-time professor.
 - (1) One full-time or affiliated instructor specializing in the field most closely related to the topic of the dissertation
 - (2) Two or more full-time or affiliated instructors specializing in a field related to the topic of the dissertation
 - (3) One or more full-time or affiliated instructors specializing in other fields
2. The full-time instructors stipulated in the clause above shall be either professors or associate professors, and the affiliated instructors shall be either affiliated professors or affiliated associate professors.
3. The selection of committee members referred to in Clause 1 above shall be made by the Professors meeting of Graduate School in consultation with the course council for the course most directly related to the topic of the dissertation.
4. A member of the Dissertation Examination Committee shall serve as chairperson.

Article 5: Final Defense

The Dissertation Examination Committee shall organize a final defense in public pursuant to Article 4 of the Instructions regarding the Conferment of Academic Degrees after Course Completion.

Article 6: Notification of Final Examination and Academic Skills Confirmation Schedule

The Dissertation Examination Committee shall establish the content, method, and date of the final examination stipulated in Article 10 of the Degree Regulations as well as the content, method, and date of the confirmation of academic skills pursuant to Article 11 of the Degree Regulations and shall communicate this information to the degree applicant at least one week prior to those dates.

Article 7: Reporting Results of Final Defense of Dissertation, and Final Examination and Academic Skills Confirmation of degree applicants

When the Dissertation Examination Committee has completed the final defense of dissertation, final examination and confirmation of the degree applicant's academic skills, it shall submit a Report of the Examination Committee (attached form No. 7-2) to the dean of the graduate school.

理工学研究科（博士後期課程）における論文提出による学位の授与に関する手引き

1. 学位に付記する専攻分野の名称

博士の学位に付記する専攻分野の名称は、学術、理学又は工学とする。

2. 学位の授与を申請することができる者

理工学研究科（博士後期課程）における論文提出による学位の授与に関する取扱要項（以下「論文提出による学位の授与に関する取扱要項」という。）第2条に該当する者とする。

3. 学位論文の草稿の内見

学位申請希望者は、次の書類を学位論文の草稿の内容に最近接の分野の専任教員又は連携教員（以下「主指導教員」という。）に提出し、内見を受けなければならない。

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 学位論文の草稿 | 1部 |
| (2) 論文要旨の草稿 | 4部 |
| (3) 論文目録 | 4部 |
| (4) その他参考論文等 | 4部 |
| (5) 履歴書 | 4部 |
| (6) 最終出身大学（院）の卒業（修了）証明書 | 1部 |
| (7) 承諾書 | 共著者1名につき1部 |

4. 後期課程研究発表会及び学位申請資格の認定

主指導教員は、学位論文の草稿を内見し、その内容が学位申請に値すると判断したときは、学位申請希望者の専攻分野に最近接の分野の教員3名以上並びに近接分野の教員の出席を得た後期課程研究発表会を開催して学位申請資格の認定及び論文提出による学位の授与に関する取扱要項第2条に該当する者であることの確認を行う。

なお、論文提出による学位の授与に関する取扱要項第2条第1項第4号及び同第2項第5号に該当する場合の主指導教員は、その事項をコース会議の議を経て研究科教授会の承認を得なければならない。

5. 学位論文等の提出

学位申請者は、理工学研究科（博士後期課程）における論文提出による学位の授与に関する取扱要項に定める期日に主指導教員の承認を得て学位論文等を大学院理工学研究科支援室に提出すること。

なお、論文提出の際に学位論文審査手数料5万7千円を納入すること。

また、学位申請者が提出した学位論文等及び納入した学位論文審査手数料は、返還しない。

6. 論文審査及び試験等

論文提出による学位の授与に関する取扱要項に定める方法により行う。

Guidelines regarding the Conferment of Academic Degrees for Ph.D. by Publication in the Graduate School of Science and Engineering (Doctoral Course)

1. Doctoral Degree

The doctoral degree an applicant can apply for is Doctor of Philosophy, Doctor of Science, or Doctor of Engineering.

2. Individuals Who Qualify for an Academic Degree Application

Those who are described in Article 2 of the Instructions regarding the Conferment of Academic Degrees for Ph.D. by Publication in the Graduate School of Science and Engineering (Doctoral Course) (hereinafter referred to as the “Instructions regarding the Conferment of Academic Degrees for Ph.D. by Publication”) qualify for an academic degree application.

3. Preview of the Dissertation Draft

Those who wish to apply for an academic degree applicants must submit the following documents to a full-time or affiliated instructor specializing in the field most closely related to the topic of their dissertation (hereinafter referred to as the “Principal Academic Advisor”) for review.

- | | |
|--|-----------------------|
| (1) Dissertation draft | 1 copy |
| (2) Dissertation summary draft | 4 copies |
| (3) Publication list | 4 copies |
| (4) Cited articles or other materials | 4 copies |
| (5) Curriculum vitae | 4 copies |
| (6) Certificate of graduation (or completion) from the latest university (or graduate school) attended | 1 copy |
| (7) Written Consent Document | 1 copy per a coauthor |

4. Pre-defense and Approval of Eligibility for Academic Degree Application

The Principal Academic Advisor shall review the degree applicant’s dissertation draft and, upon deeming it worthy for degree application, shall organize the pre-defense to be attended by three or more full-time instructors specializing in the field most closely related to the degree applicant’s field of specialization as well as instructors specializing in other closely related fields. At the pre-defense, the Principal Academic Advisor and the instructors shall review the applicant’s draft and confirm that the applicant is eligible pursuant to Article 2 of the Instructions regarding the Conferment of Academic Degrees for Ph.D. by Publication before giving approval for the applicant to apply for a degree.

In cases where Item 4, Clause 1, and Item 5, Clause 2, Article 2, of the Instructions regarding the Conferment of Academic Degrees apply, the Principal Academic Advisor must obtain the approval of the Professors meeting of Graduate School in consultation with the relevant course council.

5. Submission of Dissertation

The degree applicant who passed the pre-defense shall submit his or her dissertation and related documents to the Graduate School Affairs Section of Graduate School of Science and Engineering after obtaining approval from his or her Principal Academic Advisor on the date stipulated in the Instructions regarding the Conferment of Academic Degrees for Ph.D. by Publication in the Graduate School of Science and Engineering (doctoral course).

When submitting a dissertation, the degree applicant shall pay a dissertation examination fee of ¥57,000.

The dissertation submitted by the degree applicant and dissertation examination fee paid by the degree applicant shall not be returned to him or her.

[参考規程等]

- 理工学研究科（博士後期課程）における論文提出による学位の授与に関する取扱要項
- 理工学研究科（博士後期課程）における学位審査基準のめやす及び学位申請資格認定の標準手続きに関する申し合わせ
- 理工学研究科（博士後期課程）における学位論文の作成要領
- 理工学研究科（博士後期課程）における論文提出による学位の授与に関する取扱い
- 国立大学法人埼玉大学学位規則

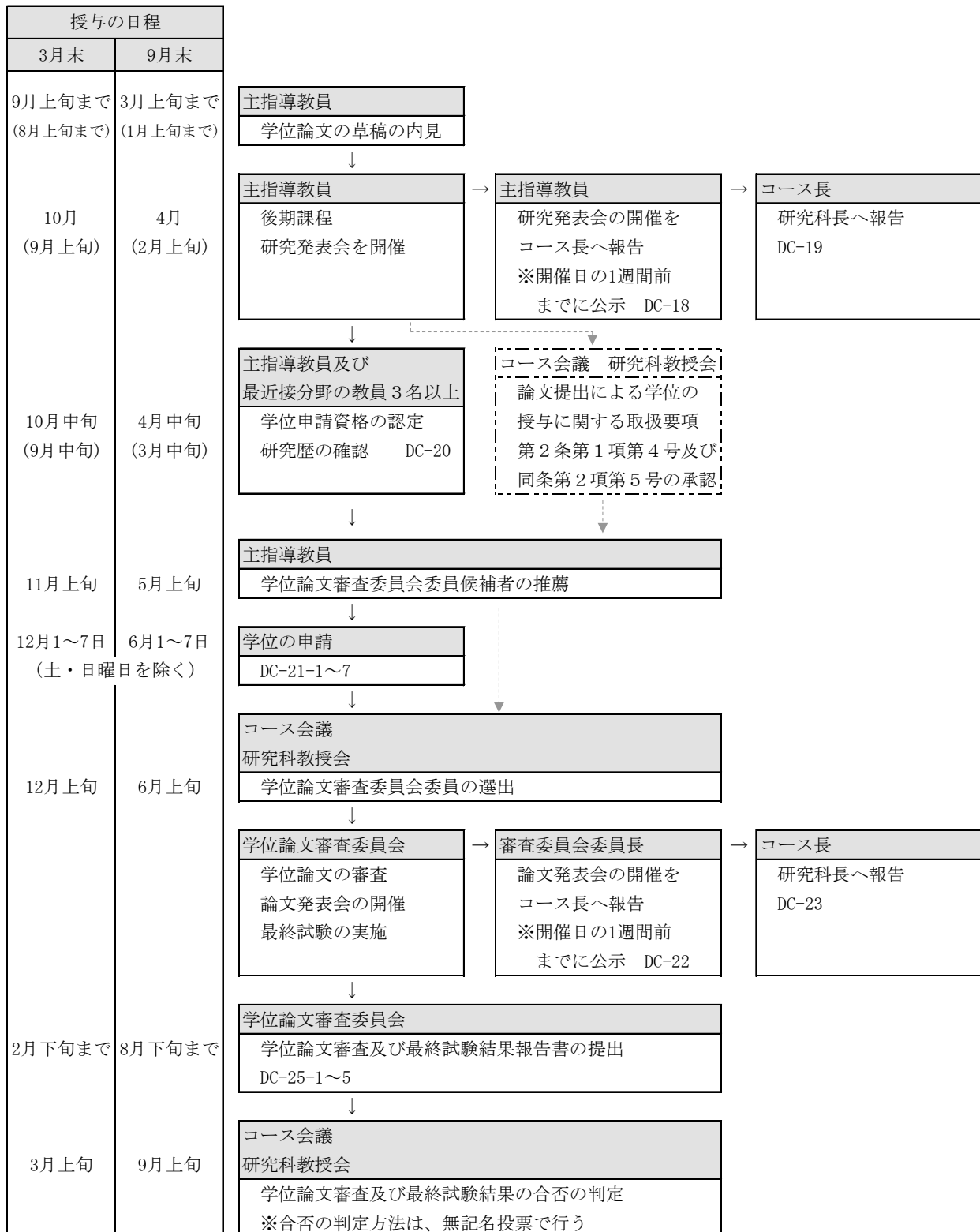
6. Final Defense of Dissertation, and Final Examination and Academic Skills Confirmation

The Final Defense of Dissertation, and Final Examination and Academic Skills Confirmation shall be given pursuant to the methods stipulated in the Instructions regarding the Conferment of Academic Degrees for Ph.D. by Publication.

Applicable Regulations

- Instructions regarding the Conferment of Academic Degrees for Ph.D. by Publication in the Graduate School of Science and Engineering (Doctoral Course)
- Information regarding Degree Examination Standards and Standard Procedures for Approving Eligibility for Academic Degree Applications in the Graduate School of Science and Engineering (Doctoral Course)
- Dissertation Guidelines for the Graduate School of Science and Engineering (Doctoral Course)
- Procedural Diagram regarding the Conferment of Academic Degrees for Ph.D. by Publication in the Graduate School of Science and Engineering (Doctoral Course)
- Saitama University Degree Regulations

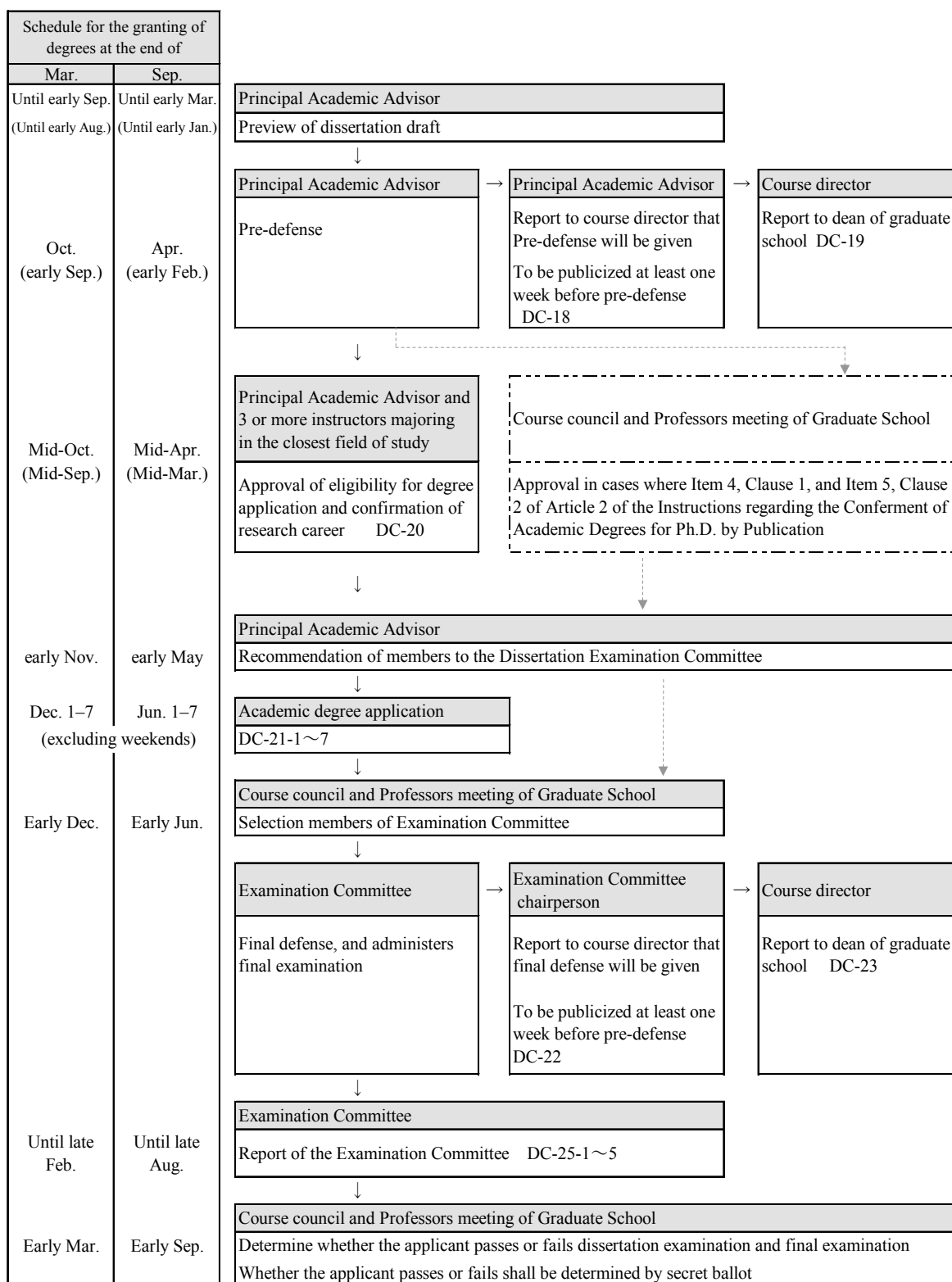
理工学研究科（博士後期課程）における論文提出による学位の授与に関する取扱い



※()内の日程は、論文提出による学位の授与に関する取扱要項第2条第1項第4号及び同条第2項第5号の承認を必要とする場合とする。

※ 図中の“DC- ”表記は、指定の様式番号を示す。
 手続きの様式は、理工学研究科ホームページよりダウンロードすること。
 (理工学研究科TOP→在学生のみなさんへ→事務室からのお知らせ→各種様式について)

Procedural Diagram regarding the Conferment of Academic Degrees for Ph.D. by Publication in the Graduate School of Science and Engineering (Doctoral Course)



※The months shown in parentheses are those that apply in cases where Item 4, Clause 1, and Item 5, Clause 2, Article 2, of the Instructions regarding the Conferment of Academic Degrees for Ph.D. by publication apply and approval is required.

※Visit the web site for download of the application forms “DC- “. (Saitama University→Graduate School of Science and Engineering→ For Students→Notices from the Administrative Office→Forms)

博士論文等のインターネットによる公表に関する取扱い

平成 26 年 2 月 24 日
学 長 裁 定

(趣旨)

第 1 この裁定は、国立大学法人埼玉大学学位規則（以下「学位規則」という。）第 18 条及び第 19 条の規定に基づく博士論文の要旨、博士論文審査結果要旨、博士論文（以下「博士論文等」という。）の公表の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(博士論文等の公表方法)

第 2 本学の博士論文等のインターネットの利用による公表は、埼玉大学機関リポジトリ（以下「機関リポジトリ」という。）を利用するものとする。

(公表申請)

第 3 博士の学位申請者のうち、学位取得後の博士論文を機関リポジトリにより公表を行う予定の者は、学位申請時に各研究科の学位論文提出手続に定める提出書類に加え、次の各号に掲げる書類等を学位を申請する研究科長に提出しなければならない。

(1) 学位論文 (PDF 形式)

(2) 論文内容の要旨 (PDF 形式)

(3) 学位論文の埼玉大学機関リポジトリによる公表申請書 (別紙様式 1)

2 研究科長は、学位規則第 16 条の規定に基づく報告の際は、前項に掲げる書類等及び研究科学位論文等審査委員会（以下「審査委員会」という。）が作成する論文審査結果の要旨 (PDF 形式) を学長に提出するものとする。

(公表保留等の申請)

第 4 博士の学位申請者のうち、学位取得後の学位論文について、機関リポジトリによる公表を保留する、又は公表ができないやむを得ない事由がある者は、学位申請時に各研究科の学位論文提出手続に定める提出書類に加え、次の各号に掲げる書類等を学位を申請する研究科長に提出しなければならない。また、学位取得後において、やむを得ない事由が生じた場合も同様とする。

(1) 学位論文 (PDF 形式)

(2) 学位論文の要約 (PDF 形式) (別紙様式 2)

Guidelines on the Dissemination of Dissertations Via the Internet

February 24, 2014
By decision of the president

[Objective]

1. These guidelines are based on articles 18 and 19 of the Saitama University Degree Regulations (hereinafter, “Degree Regulations”) and set forth the necessary items with regard to the handling of the dissemination of the dissertation abstract, the summary of the dissertation examination findings, and the dissertation text (hereinafter, referred to collectively as the “dissertation documents”).

[Method of Disseminating Dissertation Documents]

2. Dissemination of Saitama University dissertation documents via the Internet shall be done using the Saitama University Institutional Repository (hereinafter, “the Repository”).

[Application for Deposit of Dissertation]

3. In addition to submitting the documents required when applying for the degree, as outlined in the dissertation submission procedures set by their graduate schools, PhD candidates who plan to disseminate their dissertation through the Repository after they have completed their degree program must also submit the materials described below to the dean of the school from which they will receive their degree.

- (1) Dissertation (PDF file)
- (2) Dissertation Summary (PDF file)
- (3) Application for Deposit of Dissertation with the Saitama University Institutional Repository (Form 1)

2 When the dean of the graduate school makes his/her report to the university president based on article 16 of the Degree Regulations, the aforementioned documents as well as the summary of the dissertation committee’s findings (PDF file), as prepared by that committee, will be submitted to the president as well.

[Application for Embargo on Dissemination, Etc.]

4. In addition to submitting the documents required when applying for the degree, as outlined in the dissertation submission procedures set by their graduate schools, PhD candidates who plan to request an embargo on the dissemination of their dissertation, or for compelling reasons are unable to disseminate their dissertation through the Repository after they have completed their degree program, must also submit the materials described below to the dean of the school from which they will receive their degree. If compelling reasons not to disseminate the dissertation arise after the degree has been conferred, the same materials are required.

- (1) Dissertation (PDF file)
- (2) Dissertation Abstract (PDF file; Form 2)
- (3) Dissertation Summary (PDF file)
- (4) Application for Deposit of Dissertation with the Saitama University Institutional Repository (Form 1)
- (5) Application to the Saitama University Institutional Repository for Embargo on Dissemination of Dissertation (Form 3)

[Decisions on Dissertation Embargo, Etc.]

5. Based on the application described in paragraph 4 above, the dissertation committee will examine the advisability of an embargo on the dissemination of the dissertation by the Repository or whether it

(3) 論文内容の要旨 (PDF 形式)

(4) 学位論文の埼玉大学機関リポジトリによる公表申請書 (別紙様式 1)

(5) 学位論文の埼玉大学機関リポジトリへの公表保留申請書 (別紙様式 3)

(公表保留等の決定)

第 5 審査委員会は、第 4 の申請に基づき、学位論文の機関リポジトリによる公表保留又は公表をできないことの可否(以下「公表保留等の可否」という。)について審査し、その結果を研究科委員会(理工学研究科にあっては研究科教授会をいう。以下同じ。)に報告する。

2 研究科委員会は、前項の報告に基づき、公表保留等の可否について判定を行い、研究科長は、その結果を学長に報告する。

3 研究科長による前項の報告は、学位規則第 16 条の規定に基づく報告の際に行うこととし、併せて、第 4 に掲げる書類等及び論文審査結果の要旨 (PDF 形式) を提出するものとする。

4 学長は、前 2 項の報告に基づき、公表保留等の可否を決定する。

(公表保留の可否の通知)

第 6 研究科長は、第 5 第 4 項により決定した公表保留等の可否の結果について、各申請者へ通知するものとする。

(公表保留等の事由消滅)

第 7 第 5 により学位論文の機関リポジトリによる公表保留又は公表をできないこととされた学位取得者は、当該申請の事由が消滅した場合は、学位論文の埼玉大学機関リポジトリによる公表保留事由消滅に係る報告書(別紙様式 4) を学位を申請した研究科長に提出するものとする。

2 研究科長は、前項に掲げる書類を学長に提出するものとする。

(学位取得後の保留等)

第 8 第 4 から第 6 の規定は、学位取得後において、やむを得ない事由が生じた場合に準用する。

(雑則)

第 9 この裁定に定めるもののほか、博士論文等の公表に関し、必要な事項は、各研究科において別に定める。

附 則

この裁定は、平成 26 年 2 月 24 日から施行する。

cannot be disseminated (hereinafter, “advisability of an embargo”), and will report their findings to the appropriate Graduate School Committee (in the Graduate School of Science and Engineering, this is called the Faculty Committee, but will herein be referred to as the Graduate School Committee).

2 The Graduate School Committee will, based on the abovementioned report, make its determination regarding the advisability of an embargo, and the dean of the graduate school will report those findings to the president of the university.

3 The abovementioned report by the dean of the graduate school will be presented during the reporting stipulated in article 16 of the Degree Regulations, and the documents listed in paragraph 4 above, as well as a summary of the dissertation committee’s findings (PDF format), shall be submitted at the same time.

4 Based on the reports noted in the previous two clauses, the president will decide upon the advisability of an embargo on the dissertation.

[Notice of Decision on Advisability of an Embargo]

6. The dean of the relevant graduate school will notify each applicant of the final decision regarding the advisability of an embargo on the dissertation, as determined through the process described in paragraph 5, clause 4 above.

[Lifting of a Dissertation Embargo]

7. PhD recipients whose dissertation was embargoed or could not be disseminated online by the Repository as described in paragraph 5 must submit a “Notification to the Saitama University Institutional Repository that the Circumstances Requiring a Dissertation Embargo No Longer Pertain” (Form 4) to the dean of the graduate school from which their degree was received if the circumstances requiring said embargo no longer pertain.

2 The form noted above shall be submitted by the dean to the president of the university.

[Post-graduation Embargo]

8. If, after the PhD has been conferred, compelling reasons arise for a dissertation embargo, the guidelines described in paragraphs 4 to 6 above shall apply.

[Miscellaneous]

9. Other than the guidelines described in this presidential decision, additional necessary matters related to the dissemination of dissertation materials will be determined separately by each graduate school.

Supplementary Provision

This decision is effective as of February 24, 2014.

研究不正の防止について

埼玉大学大学院理工学研究科では、研究活動の不正行為（研究費の不正使用を含む）を防止するため学生にコンプライアンス教育を実施しています。詳しくは別途連絡されますが、連絡が来たら学生は必ず受講し、修了証を提出してください。

注意

（以下は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定 より抜粋）

得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用が、不正行為に該当する。このほか、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどが不正行為として認識されるようになってきている。

- ① 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- ② 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- ③ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

4. 各種手続き等について

(次ページから)

各種様式について

手続きの様式は、理工学研究科のホームページよりダウンロードを行いご利用ください。

(理工学研究科 TOP→在学生のみなさんへ→事務室からのお知らせ→各種様式について)

博士前期課程様式一覧

- 聴講届
- 研究題目届
- 履修願、留学願
- 研究開始届
- 研究終了届
- 研究成果報告書
- 論文概要
- 学位申請書
- 研究題目変更届
- 学位論文審査及び最終試験結果報告書
- 指導教員変更届

博士後期課程様式一覧

- 聴講届
- 研究題目届
- 履修願、留学願
- 研究開始届
- 研究終了届
- 研究成果報告書
- 理工学研究科（博士後期課程）研究発表会の開催について（報告）
- 理工学研究科（博士後期課程）研究発表会報告書
- 学位申請書
- 学位論文要旨
- 論文目録
- 履歴書
- 承諾書
- 理工学研究科（博士後期課程）論文発表会の開催について
- 学位論文審査及び最終試験結果報告書
- 学位論文の審査結果の要旨
- 最終試験の結果の要旨
- 指導教員変更届
- 転コース願
- 学外研修計画書
- 学外研修報告書

Various Forms

The forms needed to complete administrative procedures can be downloaded from the Web site of the Graduate School of Science and Engineering.

List of forms needed for the master's course

- Course Registration Form
- Research Title Registration Form
- Request for Supervision • Request for Permission to Study Abroad
- Declaration of Study Commencement
- Declaration of Study Completion
- Report of Study Results
- Summary of Master's Thesis
- Application for Master's Thesis
- Application for Change of Research Title
- Report of the Examination Committee
- Application for Change of Supervisor

List of forms needed for the doctoral course

- Course Registration Form
- Research Title Registration Form
- Request for Supervision • Request for Permission to Study Abroad
- Declaration of Study Commencement
- Declaration of Study Completion
- Report of Study Results
- Supervisor's Report on Interim Presentation for Doctoral Course
- Application for Doctoral Dissertation
- Summary of Doctoral Dissertation
- Publication List
- Curriculum Vitae
- Written Consent Document
- Announcement of Presentation for the Doctoral Course of the Graduate School of Science and Engineering
- Report of the Examination Committee
- Summary of Examination of Doctoral Dissertation
- Result of Final Examination
- Application for Change of Supervisor
- Application for Change of Major Department
- Plan of Off-campus Training
- Report of Off-campus Training

学生への連絡について

学生への通知及び連絡は、掲示板(理学部 2号館 1階)や WEB 学生システムにおいて行いますので、日頃から見るよう心がけてください。

証明書が必要なとき

名 称	手 続 き 先
在学証明書 修了見込証明書（最終年次のみ） 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証） 成績証明書	証明書自動発行機
その他の証明書	理工研係

(注) その他の証明書の発行は、翌日以降の発行となりますので、余裕をもって申し込んでください。

その他の願出について

名 称	手 続 き 先
休学及び退学の願出について 保証人等の変更について	理工研係
学生自身の現住所の変更について	WEB 学生システム

Announcements to Students

Announcements and Notices to students are put up on a notice board at the office (School of Science Bldg.-2 1F) or "WEB Student System". Please check frequently.

Certificates

Item	Issuing place
<ul style="list-style-type: none">• Certificate of Enrollment• Prospective Graduation Certificate (Only the last grade can be published.)• Student Traveler Fare Discount Certificate (<i>gakuwari-shou</i>)• Academic Transcript	Certificate automatic issuing machine (Student Affairs Department 1F)
<ul style="list-style-type: none">• Others	Graduate School Affairs Section Graduate School of Science and Engineering

Please note that it will take time to process a certificate when you apply to the office. Therefore, please apply well in advance.

Other Applications

Item	Issuing place
<ul style="list-style-type: none">• Temporary absence from school (3 months or more)• Withdrawal from the university	Graduate School Affairs Section Graduate School of Science and Engineering
<ul style="list-style-type: none">• Change of address	WEB Student System

5. 諸規則等 (抜粋)

○国立大学法人埼玉大学大学院学則

目次

第1章 総則

第1節 設置の目的（第1条－第3条の2）

第2節 構成（第4条・第4条の2）

第3節 研究科の目的（第5条－第5条の3）

第4節 研究科長及び研究科教授会等（第6条－第8条）

第2章 大学院通則

第1節 学年及び学期（第9条）

第2節 修業年限及び在学年限（第10条・第11条）

第3節 入学及び進学（第12条－第21条）

第4節 授業科目及び履修方法等（第22条－第29条）

第5節 単位修得及び課程修了の認定（第30条・第31条）

第6節 学位（第32条）

第7節 転入学、再入学、転専攻、留学、退学、転学、除籍及び休学
（第33条－第36条）

第8節 科目等履修生、特別科目等履修学生、研究生、外国人留学生及び特別
研究学生等（第37条－第38条の2）

第9節 授業料等（第39条－第41条）

第10節 賞罰（第42条）

第11節 補則（第43条・第44条）

附則

第1章 総則

第1節 設置の目的

（設置の目的）

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（修士課程及び博士前期課程の目的）

第2条 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

（博士後期課程の目的）

第3条 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

（専門職学位課程の目的）

第3条の2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

第2節 構成

（研究科及び課程）

第4条 本学大学院に、次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

教育学研究科

理工学研究科

2 人文社会科学研究科及び理工学研究科の課程は、博士課程とし、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。この場合において、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

3 教育学研究科の課程は、修士課程及び専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条第1項に規定する教職大学院の課程とする。

（教育部及び研究部）

第4条の2 研究科に、教育部及び研究部を置くことができる。

2 研究部に、研究部門及び研究領域を置くことができる。

3 教育部及び研究部に関する事項は、別に定める。

（専攻及び収容定員等）

第4条の3 研究科に置く専攻及び収容定員等は、別表1のとおりとする。

第3節 研究科の目的

（修士課程及び博士前期課程）

第5条 人文社会科学研究科博士前期課程においては、人文学・社会科学の幅広い研究を基礎とし、知識基盤社会の知的担い手となる高度専門職業人、修士の学位を持つ社会人、日本・アジアの視点を軸にグローバルに活躍しうる人材の育成を教育研究上の目的とする。

2 教育学研究科修士課程においては、人間・社会・自然に関する広い視野を保ちながら、学校教育に関わる理論的かつ実践的な研究及び教育を行うことにより、わが国の教育水準の向上に必要な専門的力量及び研究能力を豊かに備えた人材を育成することを教育研究上の目的とする。

3 理工学研究科博士前期課程においては、学部における専門基礎教育をもとに、専門分野のみならず基礎から応用にわたる広い関連知識の修得を目指す高度専門教育を通して、独創性のある国際的なレベルの研究者へ成長するための基礎を備えた人材又は国際的な知識基盤社会において指導的役割を果たすことができる高度専門職業人の育成を教育研究上の目的とする。

（博士後期課程）

第5条の2 人文社会科学研究科博士後期課程においては、博士前期課程の目的に加え、問題把握能力に優れ、広い視野と総合的な判断力を備え、新しい知を創造できる自立した研究者としての能力を有する高度専門職業人の育成を教育研究上の目的とする。

2 理工学研究科博士後期課程においては、博士前期課程までに培ってきた基礎から応用にわたる知識・学力をもとに、専門分野への深い洞察力、関連分野への理解及びそれを活用する能力並びにたゆまず自己研鑽を続ける能力を磨くことを通

して、学問の新しい潮流又は社会及び産業の動向に対応できる知識を備え、学問の新領域又は新技術・新産業を創出することのできる研究者及び技術者の育成を教育研究上の目的とする。

(専門職学位課程)

第5条の3 教育学研究科専門職学位課程においては、教育現場の諸課題を解決できる高度な専門性と実践的指導力の要素として、最新の理論を踏まえた高度な教育実践力、将来社会を見据え学校の可能性を高める教育構想力、幼児・児童・生徒の心理と行動の深い理解と対応力及び発達障害の理解を含む特別支援教育の実践力を身につけることを目的とする。

第4節 研究科長及び研究科教授会等

(研究科長)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

3 人文社会科学研究科長及び理工学研究科長は、別に定めるところにより選考する。

4 教育学研究科長は、教育学部長をもって充てる。

(副研究科長)

第6条の2 人文社会科学研究科及び理工学研究科に、副研究科長を置くことができる。

(教育部長)

第6条の3 教育部に、教育部長を置くことができる。

(副教育部長)

第6条の4 教育部に、副教育部長を置くことができる。

(研究部長)

第6条の5 研究部に、研究部長を置くことができる。

(副研究部長)

第6条の6 研究部に、副研究部長を置くことができる。

(研究部門長)

第6条の7 研究部門に、研究部門長を置くことができる。

(研究領域長)

第6条の8 研究領域に、研究領域長を置くことができる。

(博士後期課程専攻長)

第6条の9 人文社会科学研究科博士後期課程及び理工学研究科博士後期課程の専攻に、専攻長を置くことができる。

(博士後期課程コース長)

第6条の10 理工学研究科博士後期課程の専攻の各コースに、コース長を置くことができる。

(博士前期課程専攻長)

第6条の11 人文社会科学研究科博士前期課程及び理工学研究科博士前期課程の各専攻に、専攻長を置くことができる。

(博士前期課程コース長)

第6条の12 理工学研究科博士前期課程の各専攻の各コースに、コース長を置くことができる。

(研究科教授会)

第7条 人文社会科学研究科及び理工学研究科に、研究科の教育研究に関する事項を審議するため、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関する事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第7条の2 教育学研究科に、研究科の教育研究に関する事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する事項は、別に定める。

(東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における教育研究の実施)

第8条 東京学芸大学大学院に設置される連合学校教育学研究科の教育研究の実施に当たっては、埼玉大学は千葉大学、横浜国立大学及び東京学芸大学とともに協力するものとする。

2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は、千葉大学、横浜国立大学及び東京学芸大学の教員とともに、埼玉大学教育学部の教員が担当するものとする。

第2章 大学院通則

第1節 学年及び学期

(学年、学期、年間の授業期間及び休業日)

第9条 学年、学期、年間の授業期間及び休業日については、国立大学法人埼玉大学学則(以下「大学学則」という。)の規定を準用する。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第10条 修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 博士前期課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

4 前3項の規定にかかわらず、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻、又は学生の履修上の区分に応じて、標準修業年限を変更することができる。

(在学年限)

第11条 修士課程、博士前期課程、博士後期課程及び専門職学位課程の学生は、標準修業年限の2倍を超えて在学することができない。

第3節 入学及び進学

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程への入学資格)

第13条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(博士後期課程への入学資格)

第14条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士

の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学出願手続)

第15条 入学を志願する者は、所定の出願書類に検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。ただし、風水害等特別の事情により、検定料の納付が困難な者に対しては、検定料を免除することがある。検定料の免除については、別に定める。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、風水害等特別の事情により、検定料を還付することがある。検定料の還付については別に定める。

(入学志願者の選考)

第16条 入学志願者については、選考の上、研究科教授会（教育学研究科にあつては、研究科委員会をいう。以下同じ。）の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学の手続)

第17条 合格者は、所定の書類に入学料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を願い出ようとする者は、国立大学法人埼玉大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規則により、所定の書類を提出しなければならない。

2 既納の入学料は、いかなる事情があつても還付しない。

(入学の許可)

第18条 学長は、前条第1項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

(博士後期課程への進学資格)

第19条 博士後期課程に進学することのできる者は、本学大学院の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を修了した者とする。

(進学出願手続)

第20条 進学を志願する者は、所定の出願書類を指定の期日までに提出しなければならない。

(進学志願者の選考及び進学の許可)

第21条 進学志願者については、選考の上、研究科教授会の議を経て、学長が進学を許可する。

第4節 授業科目及び履修方法等

(授業科目及び単位)

- 第 2 2 条** 研究科は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。
- 2 研究科における専攻ごとの授業科目及び単位数は、各研究科規程の定めるところによる。
- 3 単位の算定については、国立大学法人埼玉大学単位修得に関する規則の規定を準用する。
(授業の方法等)
- 第 2 3 条** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項により修得する単位数は、各研究科規程の定めるところによる。
(履修方法)
- 第 2 4 条** 修士課程及び博士前期課程の学生は、別に定める履修方法により30単位以上修得しなければならない。
- 2 博士後期課程の学生は、別に定める履修方法により12単位以上修得しなければならない。
- 3 専門職学位課程の学生は、別に定める履修方法により46単位以上修得しなければならない。
- 4 研究科において教育上有益と認めるときは、本学大学院の他の研究科との協議に基づき、学生に当該研究科の授業科目を履修させることができる。ただし、博士後期課程については、この限りでない。
- 5 前4項の履修方法は、各研究科規程の定めるところによる。
(他大学の大学院における授業科目の履修)
- 第 2 5 条** 研究科において教育上有益と認めるときは、他大学の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項により履修した授業科目について修得した単位については、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあつては10単位を、博士後期課程にあつては6単位を超えない範囲で研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 第1項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
(他大学の大学院等における研究指導)
- 第 2 6 条** 研究科において教育上有益と認めるときは、他大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等との協議に基づき、学生に当該他大学院又は当該他研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 2 前項の規定により受けた研究指導は、修了の要件となる研究指導として認める

ことができる。

3 前2項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条の規定に基づき準用する科目等履修生として修得した単位を含む。）を入学した後に修得したものとみなし、単位を認定することができる。

2 前項により修得したものとみなし、認定することのできる単位数は、修士課程及び博士前期課程にあつては10単位を、博士後期課程にあつては6単位を、専門職学位課程にあつては12単位を超えないものとする。

(他大学の大学院等における修得単位の取扱い)

第28条 第24条第4項、第25条第1項及び第2項、第27条並びに第35条の規定により履修した授業科目の単位については、修士課程及び博士前期課程にあつては合わせて20単位を、博士後期課程にあつては合わせて12単位を、専門職学位課程にあつては合わせて22単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。また、博士後期課程にあつては合わせて12単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第28条の2 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項により計画的な履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る修業年限は、第11条に定める在学年限を超えることはできない。

3 その他長期履修学生に関する事項は、別に定める。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第29条 教員の免許状の授与を受ける所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科において取得できる教員の免許状の種類及び教科は、各研究科の定めるところによる。

第5節 単位修得及び課程修了の認定

(単位修得の認定)

第30条 単位修得の認定は、試験又は研究報告書による。

2 試験又は研究報告書の成績により合格と認定された者には、所定の単位を与える。

3 前項の成績の評価については、各研究科規程の定めるところによる。

(課程修了の要件及び認定)

第31条 修士課程又は博士前期課程を修了するためには、第10条第1項及び第3項に規定する標準修業年限以上在学し、専攻ごとの授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認められる者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程を修了するためには、第10条第3項に規定する標準修業年限以上在学し、専攻ごとの授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、すぐれた研究業績を上げたと認められる者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。ただし、第1項ただし書の規定に該当する者の在学期間に関しては、当該課程に2年以上在学しなければならない。

4 専門職学位課程を修了するためには、第10条第1項に規定する標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得しなければならない。

5 修士課程、博士前期課程、博士後期課程及び専門職学位課程修了の認定は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

6 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験については、国立大学法人埼玉大学学位規則（以下「学位規則」という。）の定めるところによる。

第6節 学位

（学位の授与）

第32条 修士課程及び博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者及び本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者には、博士の学位を授与する。

3 専門職学位課程を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。

4 その他学位に関する事項は、学位規則の定めるところによる。

第7節 転入学、再入学、転専攻、留学、退学、転学、除籍及び休学

（転入学及び再入学）

第33条 学長は、次の各号の一に該当する者がいるときは、研究科教授会の議を経て、転入学及び再入学を許可することができる。

(1) 他大学の大学院から転入学を志願する者

(2) 本学大学院を退学した者で、再入学を志願する者

2 前項の規定により転入学及び再入学を許可した者の履修単位及び在学期間の通算については、研究科教授会の議を経て研究科長の定めるところによる。

（転専攻）

第34条 研究科内において転専攻を志願する者については、当該研究科の定める

ところにより許可することができる。

(留学)

第35条 外国の大学の大学院に留学を志願する者は、別に定めるところにより、あらかじめ学長の許可を受けて留学することができる。

2 留学した期間は、在学年数に通算する。

3 第25条及び第26条の規定は、留学の場合について準用する。

(退学、転学、除籍及び休学)

第36条 退学、転学、除籍及び休学については、大学学則の規定を準用する。

第8節 科目等履修生、特別科目等履修学生、研究生、外国人留学生
生及び特別研究学生等

(科目等履修生、特別科目等履修学生、研究生及び外国人留学生)

第37条 科目等履修生、特別科目等履修学生、研究生及び外国人留学生については、別に定める。

(特別研究学生)

第38条 他大学又は外国の大学の大学院の学生で、研究科において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(ノンディグリープログラム)

第38条の2 本学は、社会に対し開かれた大学として、社会人の学び直し及び生涯学習に対する社会的要請に応えるためにノンディグリープログラムを開設する。

2 ノンディグリープログラムに関する事項は、別に定める。

第9節 授業料等

(授業料の納付)

第39条 授業料の納付方法については、大学学則の規定を準用する。

(授業料等の額)

第40条 検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

(免除及び徴収猶予)

第41条 経済的理由によって入学料若しくは授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は風水害等特別の事情により、入学料若しくは授業料の納付が困難な者に対しては、入学料にあつては入学時に、授業料にあつては各期ごとに全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 前項に定めるもののほか、学業及び人物ともに特に優秀と認められる者に対して、授業料を免除することがある。

3 入学料及び授業料の免除並びに徴収猶予に関する事項は、別に定める。

第10節 賞罰

(表彰及び懲戒)

第42条 表彰及び懲戒については、大学学則の規定を準用する。

第11節 補則

(準用規定)

第43条 大学院学生については、第2章の規定を除くほか、大学学則第2章の規定を準用する。

(読替)

第44条 大学学則をこの学則に準用する場合は、「大学」を「大学院」に、「学部」を「研究科」に、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科教授会(教育学研究科にあつては研究科委員会)」にそれぞれ読み替えるものとする。

別表1

研究科	専攻	修士課程・博士前期課程		博士後期課程		専門職学位課程		収容員計 (人)
		入学定員 (人)	収容員 (人)	入学定員 (人)	収容員 (人)	入学定員 (人)	収容員 (人)	
人文社会科学 研究会	文化環境専攻 国際日本アジア専攻 経済経営専攻 計	20 38 22 80	40 76 44 160					160
	日本アジア文化専攻 経済経営専攻 計			4 12 16	12 36 48			48
教育学科 研究会	学校教育専攻 教科教育専攻 計	15 27 42	30 54 84					84
	教職実践専攻 計					20 20	40 40	40
理工学 研究会	生命科学系専攻 分子生物学コース 生体制御学コース 物理機能系専攻 物理学コース 機能材料工学コース 化学系専攻 基礎化学コース 応用化学コース 数理電子情報系専攻 数学コース 電気電子システム工学コース 情報システム工学コース 機械科学系専攻 機械工学コース メカノロボット工学コース 環境システム工学系専攻 環境社会基盤国際コース 環境制御システムコース 計	55 59 65 108 59 62 408	110 118 130 216 118 124 816					816
	理工学専攻 生命科学コース 物質科学コース 数理電子情報コース 人間支援・生産科学コース 環境科学・社会基盤コース 連携先端研究コース 計			56 56	168 168			168
合	計	530	1,060	72	216	20	40	1,316

○国立大学法人埼玉大学学位規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、国立大学法人埼玉大学学則（以下「学則」という。）第48条第2項及び国立大学法人埼玉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第32条第4項の規定に基づき、本学において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。

2 学位には、別表に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学に4年以上（学則第47条の2の規定により、修業年限を短縮された者にあつては、当該短縮された修業年限の期間以上）在学し、所定の課程を修め、卒業を認定された者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学の大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程及び博士前期課程に標準修業年限以上（大学院学則第31条第1項ただし書の規定により修業年限を短縮された者にあつては、当該短縮された修業年限の期間以上）在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、研究科の博士後期課程に標準修業年限以上（大学院学則第31条第3項の規定により修業年限を短縮された者にあつては、当該短縮された修業年限の期間以上）在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に授与するものとする。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、研究科の博士後期課程を経ない者であっても、研究科の行う学位論文の審査及び試験に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与するものとする。

5 教職修士（専門職）の学位は、教育学研究科の専門職学位課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者に授与するものとする。

(在学者の学位論文等の提出)

第4条 学位論文及び修士課程又は博士前期課程における特定の課題についての研究の成果（以下「特定の成果」という。）は、在学期間中に提出するものとし、その時期は、各研究科において定める。

(学位の申請)

第5条 第3条第2項の規定により修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文又は特定の成果を添えて、当該研究科長に提出しなければならない。

- 2 第3条第3項の規定により博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を添えて、当該研究科長を経て学長に申請しなければならない。
- 3 第3条第4項の規定に基づき、博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書並びに所定の学位論文審査手数料（以下「審査手数料」という。）を添えて、当該研究科長を経て学長に申請しなければならない。
- 4 研究科の博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が学位を申請するときは、前項の規定を準用する。この場合において、退学したときから1年を超えないときは、審査手数料の納付を免除する。
- 5 提出された学位論文、特定の成果及び既納の審査手数料は、返還しない。

（学位論文）

第6条 学位論文は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 研究科長は、審査のため必要があるときは、学位論文提出者に、論文の訳文その他必要な資料等の提出を求めることができる。

（特定の成果）

第6条の2 特定の成果の提出方法は、各研究科において定める。

- 2 研究科長は、審査のため必要があるときは、特定の成果提出者に、資料等の提出を求めることができる。

（審査の付託）

第7条 研究科長は、第5条第1項の規定により修士の学位論文又は特定の成果を受理したときは、当該研究科教授会（教育学研究科にあっては研究科委員会をいう。以下同じ。）にその審査を付さなければならない。

- 2 学長は、第5条第2項、第3項及び第4項の規定により博士の学位論文を受理したときは、当該研究科長を経て研究科教授会にその審査を付さなければならない。

（学位論文等の審査）

第8条 前条第1項の規定により審査を行う研究科教授会は、専攻分野の教員及び学位論文又は特定の成果に関係のある教員の中から3人以上の審査委員を選出して、学位論文等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設け、論文又は特定の成果の審査を行わせるものとする。

- 2 前条第2項の規定により審査を行う研究科教授会は、専攻分野の教員及び学位論文に関係のある教員の中から4人以上の審査委員を選出して、審査委員会を設け、論文の審査を行わせるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、研究科教授会の議を経て、他大学の大学院又は研究所等の教員及び研究員を審

査委員として加えることができる。

(最終試験)

第9条 最終試験は、第5条第1項及び第2項の規定により申請のあった者に対し、学位論文又は特定の成果の審査を終えた後、学位論文又は特定の成果を中心として関連のある科目又は専門分野等について筆記又は口述により行うものとする。

(試験)

第10条 試験は、第5条第3項及び第4項の規定により申請のあった者に対し、学位論文の審査を終えた後、学位論文を中心として関連のある専門分野について筆記又は口述により行うものとする。

(学力の確認)

第11条 学力の確認は、第5条第3項及び第4項の規定により申請のあった者に対し、学位論文の審査及び試験を終えた後、学位論文に関連のある専門分野及び外国語について筆記又は口述により行うものとする。

(学力の確認の特例)

第12条 前条の規定にかかわらず、第5条第4項に規定する者のうち、退学したときから3年以内の者については、第3条第4項に規定する者と同等以上の学力を有するとみなし、学力の確認を免除する。

(審査期間)

第13条 修士論文又は特定の成果は、申請者の在学期間中に審査を終了するものとする。

2 博士論文は、申請を受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。

(研究科教授会への報告)

第14条 審査委員会は、学位論文又は特定の成果の審査並びに最終試験又は試験及び学力の確認の結果を当該研究科教授会に報告するものとする。

(合否の判定)

第15条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位論文又は特定の成果及び最終試験又は試験の合否の判定を行う。

2 前項の判定は、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第16条 研究科長は、研究科教授会において学位を授与するものと判定したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した文書を添えて、その旨を学長に報告しなければならない。

(1) 授与する学位及び専攻分野の名称の種類

(2) 授与する年月日

(3) 博士の場合は、第3条第3項又は第4項のいずれの規定によるかの別

(4) 博士の場合は、学位論文の審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5) 博士の場合は、学位論文の審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関

する事項

(6) 第3条第4項の規定による博士の場合は、学力の確認の結果の要旨及び学力の確認を担当した機関に関する事項

2 学位を授与できないと判定した者については、その旨を学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第17条 学長は、前条の報告に基づき学位を授与すると決定した者には、学位記を交付し、学位を授与できないと決定した者には、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位規則第12条に定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第18条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の内容の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者にやむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第20条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「埼玉大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第21条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科教授会において前項の決定をする場合は、第15条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第22条 学位記の様式は、別記様式第1から別記様式第5までのとおりとする。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、各学部及び各研究科において別に定める。

別表（第2条関係）

学 位	専攻分野の名称	学部又は研究科
学 士	教 養	教 養 学 部
	経 済 学	経 済 学 部
	教 育 学	教 育 学 部
	理 学	理 学 部
	工 学	工 学 部
修 士	学 術 経 済 学 経 営 学	人文社会科学研究科
	教 育 学	教育学研究科
	理 学 工 学	理工学研究科
博 士	学 術 経 済 学 経 営 学	人文社会科学研究科
	学 術 理 学 工 学	理工学研究科
教職修士（専門職）		教育学研究科

○国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第39条第3項及び第40条の規定に基づく単位修得の認定については、この規則の定めるところによる。

(成績の審査)

第2条 単位修得の認定は、試験、論文、研究報告等による。

(単位の算定)

第3条 授業科目の単位は、45時間の学修をもって1単位と算定する。45時間の学修については、授業の方法、教育効果等を考慮して、事前準備学修、授業（講義、演習、実験、実習又は実技）での学修及び事後展開学修に時間を割り振ることとし、その割り振りは、次のとおりとする。

授業の方法	授業時間	事前準備・事後展開学修時間	計
講義及び演習	15時間	30時間	45時間
	30時間	15時間	
実験、実習 及び実技	30時間	15時間	
	45時間	0時間	

2 1 授業科目の単位の算定について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合には、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮した時間をもって1単位とすることができる。

(合格の基準)

第4条 単位修得の評価は、グレードポイント（以下「G P」という。）により行い、1以上を合格とする。

2 G Pに対応する評語及び評価内容は、次のとおりとする。

G P	評 語	評価内容
4	S	到達目標を超え、特に秀でている
3	A	到達目標を超えている
2	B	到達目標に十分達している
1	C	到達目標に最低限達している
0	F	到達目標に達していない

3 前項の規定にかかわらず、G P については 3.5、2.5 又は 1.5 と評価することができる。この場合において、3.5 は A+、2.5 は B+、1.5 は C+ の評語を付記する。

(G P A の種類及び計算方法)

第 4 条の 2 平均成績の評価は、G P の平均値であるグレードポイントアベレージ(以下「G P A」という。)による。

2 G P A の種類は、学期 G P A、学年 G P A 及び積算 G P A とする。

3 学期 G P A とは、連続する 2 学期(第 1 学期及び第 2 学期又は第 3 学期及び第 4 学期を指す。以下同じ。)に履修登録した全ての授業科目の G P の平均を、学年 G P A とは、当該学年に履修登録した全ての授業科目の G P の平均を、積算 G P A とは、入学時以後に履修登録した全ての授業科目の G P の平均をいい、それぞれ次の計算式により算出し、小数点以下第 3 位を四捨五入する。

(1) 学期 G P A の計算式

$$\text{学期 G P A} = \frac{\text{連続する 2 学期に(履修登録した授業科目の G P} \times \text{その授業科目の単位数)の総和}}{\text{連続する 2 学期に履修登録した単位数}}$$

(2) 学年 G P A の計算式

$$\text{学年 G P A} = \frac{\text{当該学年に(履修登録した授業科目の G P} \times \text{その授業科目の単位数)の総和}}{\text{当該学年に履修登録した単位数}}$$

(3) 積算 G P A の計算式

$$\text{積算 G P A} = \frac{\text{入学時以後に(履修登録した授業科目の G P} \times \text{その授業科目の単位数)の総和}}{\text{入学時以後に履修登録した単位数}}$$

4 認定科目は、G P A 算出の対象としない。

(G P A 算出基準日)

第 4 条の 3 G P A 算出基準日は、9 月 20 日及び 3 月 20 日とする。

(履修科目の登録)

第 5 条～第 1 1 条及び附則 略

○国立大学法人埼玉大学大学院における他の大学院等で研究指導を受ける学生に関する規則

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第26条第3項の規定に基づき、学生が他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）において、特定の課題について研究指導を受ける場合の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(協議)

第2条 大学院学則第26条第1項の規定に基づく他の大学院等との協議は、次に掲げる事項について、事前に学長の承認を得て、当該研究科長が行う。

- (1) 研究課題
- (2) 研究期間
- (3) 対象となる学生
- (4) 研究終了の取扱い
- (5) 授業料等費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

(研究指導の許可)

第3条 他の大学院等において研究指導を受けることの許可は、当該研究科教授会（教育学研究科にあっては研究科委員会）の議を経て、学長が行う。

(受入れの依頼)

第4条 学長は、前条により研究指導を受けることを許可した学生について、当該大学院等に受入れを依頼するものとする。

(研究指導の手続)

第5条 他の大学院等において研究指導を受けようとする者は、当該大学院等が国内にある場合は、履修願（別紙様式第1）を、外国にある場合は留学願（別紙様式第2）を指導教員の承認を得て、当該研究科長に提出しなければならない。

2 前項において、事前の協議ができない外国の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとする者には、当該大学院等の受入れを内諾する旨の証明書を添付しなければならない。

(研究指導の許可期間)

第6条 他の大学院等で研究指導を受けることのできる期間は、1年以内とする。

(研究課題)

第7条 他の大学院等において受ける研究指導の課題は、当該研究科の学生として必要かつ適切な指導を受けることが期待できる研究課題とする。

(研究報告)

第8条 他の大学院等において研究指導を受けることを許可された者は、研究指導を受け始めたときは、直ちに研究開始報告書（別紙様式第3）を当該研究科長に提出しなければならない。

2 他の大学院等において研究指導を受け終わったときは、直ちに研究終了報告書（別紙様式第4）及び研究成果報告書（別紙様式第5）に当該大学院等から交付された研究指導を受け終わったことの証明書等を添付の上当該研究科長に提出しなければならない。

(授業料の納付)

第9条 他の大学院等において研究指導を受けることを許可された者は、当該期間中においても、本学に所定の授業料を納付しなければならない。

○国立大学法人埼玉大学大学院における特別研究学生の受入れに関する規則

(趣旨)

第1条 国立学校法人埼玉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第38条第2項の規定に基づく特別研究学生の受入れについては、この規則の定めるところによる。

(協議)

第2条 大学院学則第38条第1項の規定に基づく他の大学又は外国の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）との協議は、次に掲げる事項について、事前に学長の承認を得て、当該研究科長が行う。

- (1) 研究課題
- (2) 研究期間
- (3) 対象となる学生
- (4) 研究終了の取扱い
- (5) 授業料等費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

(受入れの決定)

第3条 特別研究学生の受入れは、当該研究科教授会（教育学研究科にあっては研究科委員会をいう。以下同じ。）の議を経て、当該研究科の教育研究に支障のない範囲で、学長が決定する。

(受入れの時期)

第4条 特別研究学生の受入れの時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(研究期間)

第5条 特別研究学生の研究期間は、1年以内とする。

(研究指導)

第6条 特別研究学生は、協議に基づいて認められた研究課題の研究指導を受けるものとし、それ以外の研究指導は受けられないものとする。

(研究終了)

第7条 当該研究科長は、特別研究学生が研究課題の研究を終了したときは、研究終了証明書等を当該特別研究学生に交付するものとする。

(受入れの取消し)

第8条 特別研究学生として不相当と認めるときは、当該研究科教授会の議を経て、学長が受入れを取消す。

(授業料等)

第9条 検定料及び入学料は徴収しない。

- 2 授業料の額は、国立大学法人埼玉大学授業料その他の費用に関する規則第2条第1項別表第1に定める「研究生」の額と同額とする。ただし、特別研究学生が国立大学の学生である場合、「大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項」（平成10年3月10日文部省高等教育局長裁定）に基づいて研究指導を受ける公立若しくは私立の大学の大学院学生又は「大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項」（平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定）に基づき、文部科学省の承認を受けた外国の大学の学生である場合は、授業料を徴収しない。

(規程等の遵守)

第10条 特別研究学生は、本学の諸規則等を遵守しなければならない。

○国立大学法人埼玉大学長期履修学生規則

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第45条の2第3項及び国立大学法人埼玉大学大学院学則第28条の2第3項の規定に基づく長期履修学生の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(資格)

第2条 長期履修学生を志願できる者は、本学経済学部夜間主コース又は本学大学院研究科(以下「研究科」という。)に入学(進学を含む。)する者(以下「入学予定者」という。)並びに経済学部夜間主コース又は研究科の在学学生で、経済学部夜間主コースにおいては入学後3年未満、研究科の修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程においては入学後1年未満、研究科の博士後期課程においては入学(進学を含む。)後2年未満の者で、次の各号の一に該当し、標準修業年限内での修学が困難な者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者(自営業及び臨時雇用(単発的なものを除く。)を含む。)
- (2) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他学長が相当と認めた者

(授業料)

第3条 長期履修学生の授業料の額は、国立大学法人埼玉大学授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

(志願手続)

第4条 長期履修学生を志願する者は、次に掲げる書類を入学、進学(研究科の博士後期課程に限る。)若しくは在学する経済学部又は研究科の長を経由して学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修学生志願書(別紙様式1)
- (2) 理由書
- (3) 在職証明書又は在職が確認できる書類(職業を有する者に限る。)
- (4) その他学長が必要と認める書類

(出願期間)

第5条 出願期間は、次のとおりとする。

- (1) 入学予定者 入学手続き期間
- (2) 在学学生 4月入学者は2月末日まで、10月入学者は8月末日まで

(履修期間の変更)

第6条 長期履修学生は、第2条各号に該当する事実に変更があった場合に限り、認められた履修期間の変更を申請することができる。

2 前項の申請をする場合は、次に掲げる書類を在学する学部又は研究科の長を経由して学長に提出しなければならない。なお、出願期間は、在学する経済学部又は各研究科の定める期日とする。

- (1) 長期履修学生履修期間変更申請書(別紙様式2)
- (2) 理由書
- (3) その他学長が必要と認める書類

(休学の制限)

第7条 長期履修学生は、第2条各号に該当する事実に変更があった場合又は傷病等により就学が困難になった場合に限り休学をすることができる。

2 前項の休学を申請する場合は、休学願に加え、休学についての理由書及び理由を証明する書類を在学する学部又は研究科の長に提出しなければならない。

(決定及び許可)

第8条 長期履修学生の決定及び第6条に規定する履修期間変更の許可は、経済学部又は研究科の教授会(教育学研究科にあっては研究科委員会)の議を経て学長がこれを行う。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、長期履修学生に関して必要な事項は、経済学部又は研究科が別に定める。

埼玉大学大学院理工学研究科と台湾交通大学理学院との ダブルディグリープログラム実施要項

〔平成26年8月29日
理工学研究科教授会了承〕

(趣旨)

第1 国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科規程(以下「規程」という。)第3条第3項の規定に基づく台湾交通大学理学院とのダブルディグリープログラム(以下「ダブルディグリープログラム」という。)の取扱いについては、大学間協議により締結する交流協定その他特別の定めによるほか、この要項の定めるところによる。

(志願手続)

第2 ダブルディグリープログラムの履修を志願する者は、次の書類を指定の期日までに理工学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出するものとする。

- (1) ダブルディグリープログラム履修申請書(別紙様式)
- (2) その他研究科長が必要と認める書類

(選考)

第3 ダブルディグリープログラムを履修する学生の選考は、理工学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)の議を経て、研究科長が行う。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第4 ダブルディグリープログラムの授業科目、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。

(未修了の扱い)

第5 ダブルディグリープログラムの履修を取り辞めた場合の履修方法は、規程に定める各コースの履修方法によるものとする。

(事務)

第6 ダブルディグリープログラムの事務は、理工学研究科支援室において処理する。

(その他)

第7 この要項に定めるもののほか、ダブルディグリープログラムに必要な事項は規程の定めを適用する。

附 則

この要項は、平成26年8月29日から施行し、平成26年度にダブルディグリープログラムを履修する者から適用する。

※(別紙様式は略)